平成 29 年度 第４回野田市国民健康保険運営協議会資料

（平成 30 年 2 月 6 日開催）

野　田　市

議題（1）「平成３０年度野田市国民健康保険料について」

平成３０年度国民健康保険料改定について

１　現行税率の状況

野田市の過去 10 年間の国保税の税率改定状況については、平成 19 年度以降 3 回の税率改定が行われており、平成 23 年度以降の改定は行われていない状況である。

なお、資産割については、平成 18 年度に「資産割をできるだけ早期に廃止する」という国保運営協議会の意見書が取りまとめられたことを受け、段階的に削減が行われており、前回の国保運営協議会において、今回の見直しで資産割を廃止することが決定されたところである。

平成 29 年度の応能応益割合は全体で約 53 対 47 となっている。

①　保険税率の推移

年度	医療分				支援分		介護分	
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割
19	8.20%	15.00%	21,500円	19,000円	―	―	1.40%	11,500円
20	6.45%	↓	15,500円	↓	1.75%	6,000円	↓	↓
21	6.66%	7.50%	18,600円	↓	1.80%	7,300円	↓	↓
22-29	7.16%	5.00%	26,200円	25,000円	1.84%	10,000円	1.50%	12,200円

※平成20年度は後期高齢者支援制度の創設により変更したもので、総額の率等の変更は行っていない。

②　平成２９年度の税率による賦課割合（試算対象者による算定）

医療分				支援分		介護分		合計	
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割	―	―
応能		応益		応能	応益	応能	応益	応能	応益
52.93%		47.07%		53.89%	46.11%	50.00%	50.00%	52.93%	47.07%

2　千葉県の確定係数に基づく算定結果

平成 30 年度からの国保広域化に伴い、千葉県に納付する納付金を賄うために必要な調定額及び標準保険料率が示された。

県から示された標準保険料率で、野田市の現時点における被保険者情報によりシステム算定した結果、約 167,855 千円の調定額が不足となる。

調定額の不足の理由としては、県が調定額を算出する際に使用している野田市の国保加入世帯の所得は野田市全体の所得から算出している。一方、野田市が算出する調定額については、野田市の国保に加入している各世帯ごとに算出を行うことから、調定額にずれが生じているものである。不足している調定額を賄うためには、県の標準保険料率を超える保険料率を設定するか、基金より繰入を行う必要がある。

	医療分			支援分		介護分		合計	
	応能	応益		応能	応益	応能	応益	応能	応益
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割	―	―
率･額	6.90%	14,700円	34,900円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	―	―
賦課割合	55.48%	44.52%		58.80%	41.20%	56.86%	43.14%	56.41%	43.59
千葉県調定額	①	3,196,863,478円		1,216,752,903円		394,932,040円		4,808,548,421円	
野田市調定額	②	2,781,261,600円		1,032,848,100円		319,790,600円		4,133,900,300円	
基盤安定	③	355,280,685円		115,641,180円		35,871,430円		506,793,295円	
不足額	①-②-③	60,321,193円		68,263,623円		39,270,010円		167,854,826円	

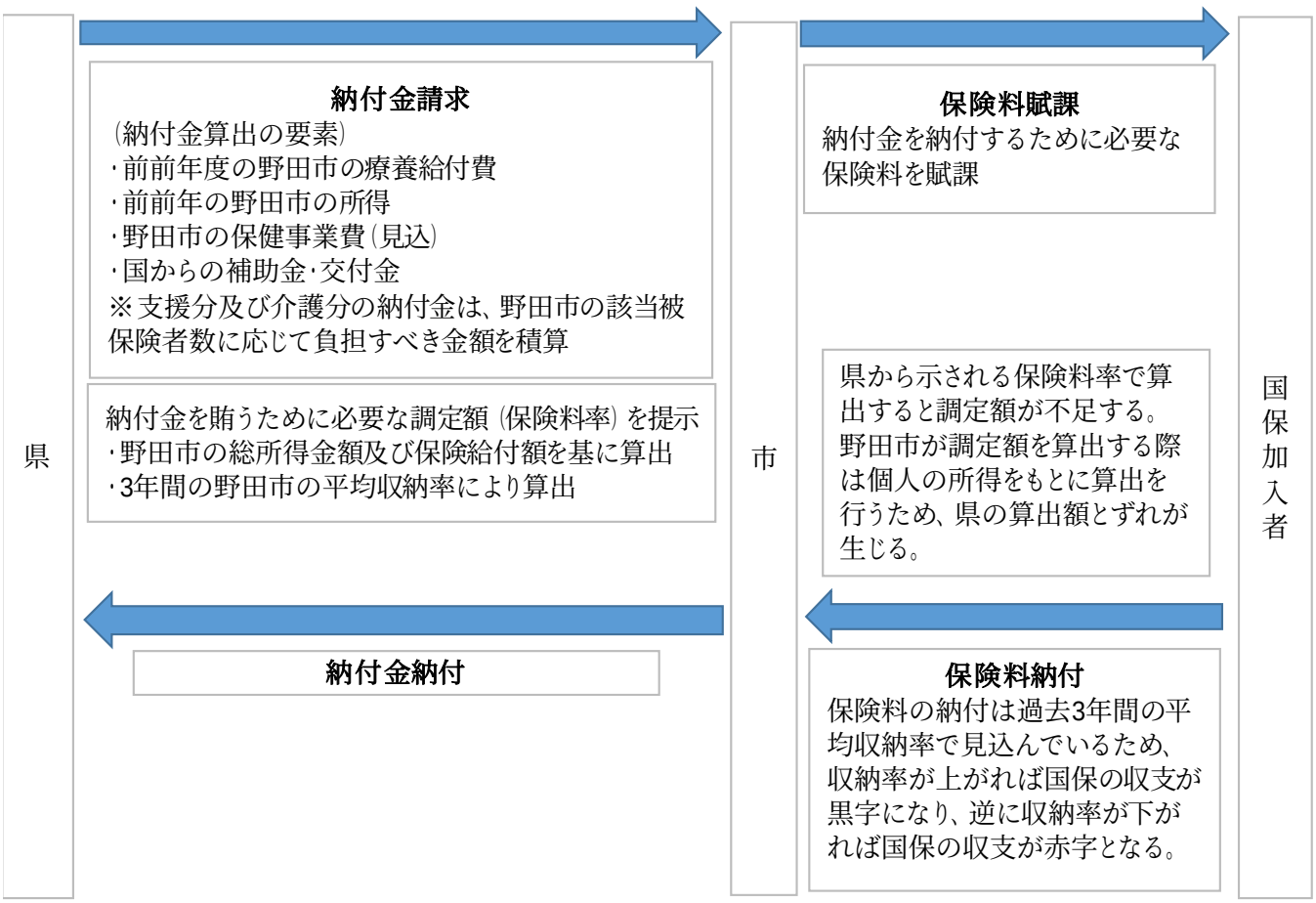

３　財政調整基金の状況

平成 29 年度末の基金残高は約 20 億円が見込まれる。基金残高の増加要因は療養給付費の減少や収納率の上昇によるものが主な要因となっている。

	Ｈ２７年度末	Ｈ２８年度末	Ｈ２９年度末見込
財政調整基金残高	910,132千円	968,308千円	2,068,405千円

４　基金投入の基本的な考え方

県から示される納付金の額は、療養給付費の状況（２年後に清算）や収納率の状況（３年間の平均値）等によって変動する。

このため、基金残高を単年度で全て使ってしまうと、療養給付費の大幅な増加や収納率の急激な低下が発生した場合に、保険料の増額により対応しなければならないリスクもある。また逆に、療養給付費の予想以上の減少や収納率の大幅な上昇により、剰余金が発生し、基金への繰入額が増額する可能性もある。

このように、国保の収支はその時々の社会情勢により左右される可能性があるが、基金の増額が見込まれる場合には、基金の投入により保険料の減額を行うことも毎年度検討する。また、基金により健康増進のための保健事業の充実も検討していく。

【納付金算定の流れ】

国保広域化

年度	平成29年度			平成30年度			平成31年度			平成32年度		
納付金確定	30年度分			31年度分			32年度分			33年度分		
	算定	所得	28年分	算定	所得	29年分	算定	所得	30年分	算定	所得	31年分
		医療費	28年分		医療費	29年分		医療費	30年分		医療費	31年分
決算確定							30年度決算			31年度決算		

５　基金投入によるシミュレーションの考え方

野田市国保の所得割の対象となる 300 万円未満の世帯が 88.65%を占めており、低所得世帯の割合が高い。

【国保加入者の所得階層別世帯数】

所得階層	世帯数	割合	割合累計
未申告または0円	7,280世帯	29.27%	36.75%
1円～33万円	1,860世帯	7.48%	
～100万円未満	4,094世帯	16.46%	51.90%
～200万円未満	5,745世帯	23.10%	
～300万円未満	3,069世帯	12.34%	
～400万円未満	1,279世帯	5.14%	11.35%
～500万円未満	580世帯	2.33%	
～600万円未満	285世帯	1.15%	
～700万円未満	188世帯	0.76%	
～800万円未満	114世帯	0.46%	
～900万円未満	88世帯	0.35%	
～1，000万円未満	50世帯	0.20%	
1，000万円以上	236世帯	0.95%	
合計	24,868世帯	100.00%	100.00%

(平成29年11月末現在)

野田市の国保の状況を考慮し、シミュレーションを行う前提条件は以下のとおりとする。

（基金投入の前提条件）

①低所得世帯の負担を軽減する。

②できるだけ多くの世帯の負担を軽減する。

③多人数世帯の負担を軽減する。

６　基金投入によるシミュレーション（資料１）

基金投入の前提条件を踏まえて、国保加入者全体に基金投入の効果が出るように基金を医療分に投入し、下表の４つのパターンで各３ケースの合計１２ケースのシミュレーションを行った。

①ケース１～９は、標準保険料率をベースに以下のシミュレーションを行った。

・ケース１、４、７は応能のみ下げる（基金投入）。

・ケース２、５、８は応能、応益の比率を保ちつつ両方を下げる。

・ケース３、６、９は応益のみ下げる。

②ケース 10、11、12 は平成 29 年度の保険料より保険料を増額させないように応能、応益を調整し、シミュレーションを行った。なお、平成 30 年度税制改正により、医療分の課税上限額（54 万円→58 万円）が増額する世帯は一部増額となる場合がある。

【基金投入パターンのシミュレーション】

基金投入パターン	基金投入額	ケース	医療分			支援分		介護分		現行税額との比較	
			応能	応益		応能	応益	応能	応益		
			所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割	増額数	減額数
標準保険税率	1億6800万円	仮	6.90%	14,700円	34,900円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	10,889世帯	12,449世帯
1億円＋調定不足額	2億6700万円	1	6.46%	14,700円	34,900円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	8,267世帯	15,097世帯
	2億8600万円	2	6.68%	13,800円	33,500円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	5,777世帯	18,915世帯
	3億200万円	3	6.90%	13,000円	32,000円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	5,781世帯	18,945世帯
2億円＋調定不足額	3億6800万円	4	6.02%	14,700円	34,900円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	4,963世帯	18,366世帯
	4億200万円	5	6.46%	13,100円	31,800円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	3,045世帯	21,720世帯
	4億3400万円	6	6.90%	11,700円	28,500円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	3,800世帯	20,972世帯
3億円＋調定不足額	4億6700万円	7	5.59%	14,700円	34,900円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	3,986世帯	19,378世帯
	5億1500万円	8	6.19%	12,600円	30,400円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	1,839世帯	22,939世帯
	5億7000万円	9	6.90%	10,300円	25,000円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	2,582世帯	22,199世帯
保険料増額させない投入額	5億7400万円	10	5.29%	14,300円	34,000円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	286世帯	24,012世帯
	5億3700万円	11	5.50%	14,000円	34,000円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	328世帯	24,449世帯
	5億3900万円	12	5.51%	13,900円	34,000円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	329世帯	24,466世帯

＜シミュレーションの結果＞（資料２－１、２－２、２－３、２－４）

・ケース１～９においては、応能分と応益分両方へ基金を投入するケース（ケース２、５、８）が最も増額する世帯が少なく、減額となる世帯が多い。応益分を下げるケース（ケース３、６、９）では、ケース２、５、８と比較して低所得世帯（200 万円未満・300 万円未満）の保険料が増額となる。

・ケース 10～12 においては、ケース 11 が最も基金投入額が少ない。

シミュレーションの結果に基づき、低所得者への負担軽減が見込まれる３つのケース（ケース５、８、11）を抽出し、各ケースの保険料増減状況の比較を行った。

7　増減状況比較の結果（資料３）

①　保険料増減世帯数の比較

所得階層	ケース5		ケース8		ケース11	
	増額	減額	増額	減額	増額	減額
0円または未申告	0	7,240	0	7,240	0	7,228
1円～33万円	0	1,855	0	1,855	0	1,851
～100万円	249	3,822	3	4,080	0	4,078
～200万円	825	4,909	558	5,163	0	5,738
～300万円	650	2,402	383	2,681	0	3,065
～400万円	428	848	237	1,040	0	1,278
～500万円	207	372	115	465	0	580
～600万円	134	149	69	214	0	283
～700万円	88	99	47	140	0	188
～800万円	91	23	56	58	4	110
～900万円	87	1	85	3	38	50
～1000万円	50	0	50	0	50	0
1000万円以上	236	0	236	0	236	0
合計	3,045	21,720	1,839	22,939	328	24,449

②　１人当たりの保険料等の比較

ケース	医療分				支援分		介護分		1人当たりの保険料	保険基盤安定繰入金
	応能		応益		応能	応益	応能	応益		
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割		
現行	7.16%	5.00%	26,200円	25,000円	1.84%	10,000円	1.50%	12,200円	103,555円	-
仮	6.90%	-	14,700円	34,900円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	99,663円	506,793千円
5	6.46%	-	13,100円	31,800円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	94,862円	472,351千円
8	6.19%	-	12,600円	30,400円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	92,449円	458,978千円
11	5.50%	-	14,000円	34,000円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	91,082円	494,486千円

※保険基盤安定繰入金：低所得者が軽減を受けている額を公費で補填する制度（負担割合：県3/4、市1/4）

＜シミュレーションの結果＞

・ケース５及びケース８では、低所得世帯（100 万円未満・200 万円未満）において保険料が増額する世帯がある。

・ケース 11 では、700 万円未満の世帯において増額する世帯はない。

・１人当たりの保険料はケース 11 が最も低い。

・保険基盤安定繰入金は、ケース 11 が最も多くなっている。

以上の結果から低所得者への負担軽減及び基金繰入の状況等から最も効果的と考えられるケース 11 の保険料率を採用したい。

8　ケース 11 のモデルケース（資料４－１、４－２）

ケース 11 の保険料率により、高額な固定資産税が賦課されていた世帯は大幅な減額となる。
高額所得者で上限額が上がる世帯以外はほとんどの世帯で減額となる。

①最も下がるケース（固定資産税あり）

	医療分	支援分	介護分	合計額	現行との差額
現行	540,000円	120,300円	58,800円	719,100円	-
ケース11	298,300円	160,900円	78,000円	537,200円	-181,900円

（モデルケース世帯構成等）
国保加入者　6人、介護保険加入者　2人
平成28年中の合計所得：4,298,567円　固定資産税：5,514,600円

②最も下がるケース（固定資産税なし）

	医療分	支援分	介護分	合計額	現行との差額
現行	356,500円	101,500円	12,200円	470,200円	-
ケース11	258,000円	136,000円	13,300円	407,300円	-62,900円

（モデルケース世帯構成等）
国保加入者　5人、介護保険加入者　1人
平成28年中の合計所得：3,791,643円　固定資産税：0円

③最も上がるケース

	医療分	支援分	介護分	合計額	現行との差額
現行	540,000円	190,000円	114,400円	844,400円	-
ケース11	580,000円	190,000円	160,000円	930,000円	85,600円

（モデルケース世帯構成等）
国保加入者　7人、介護保険加入者　2人
平成28年中の合計所得：11,137,328円　固定資産税：608,880円

④平均的なケース（単身世帯）

	医療分	支援分	介護分	合計額	現行との差額
現行	44,400円	9,300円	円	53,700円	-
ケース11	36,800円	12,300円	円	49,100円	-4,600円

（モデルケース世帯構成等）
国保加入者　1人、介護保険加入者　0人
平成28年中の合計所得：563,875円　固定資産税：42,400円

⑤平均的なケース（2人世帯）

	医療分	支援分	介護分	合計額	現行との差額
現行	88,400円	22,400円	円	110,800円	-
ケース11	68,200円	30,400円	円	98,600円	-12,200円

（モデルケース世帯構成等）
国保加入者　2人、介護保険加入者　0人
平成28年中の合計所得：1,006,390円　固定資産税：27,300円

⑥平均的なケース（3人世帯）

	医療分	支援分	介護分	合計額	現行との差額
現行	237,800円	64,100円	47,000円	348,900円	-
ケース11	178,000円	86,400円	60,400円	324,800円	-24,100円

（モデルケース世帯構成等）
国保加入者　3人、介護保険加入者　2人
平成28年中の合計所得：2,514,567円　固定資産税：28,800円

９　１人当たりの保険料の近隣市との比較

１人当たりの保険料を近隣市と比較した場合、現行の２位から７位になる。

【近隣市との比較】

	1人当たりの保険料	順位	
		現行	ケース11
浦安市	106,076円	1	1
野田市（現行）	103,555円	2	-
流山市	101,645円	3	2
柏市	100,093円	4	3
松戸市	94,177円	5	4
市川市	93,774円	6	5
鎌ヶ谷市	92,103円	7	6
野田市（ケース11）	91,082円	-	7
我孫子市	90,824円	8	8
船橋市	89,586円	9	9

※1人当たりの保険料は平成29年度予算ベース

10　保健事業の検討

基金による保健事業充実の検討を行う。各事業の詳細については、次回の審議会で協議する。

（検討している事業）

①　はり、きゅう、あん摩等施設利用券について
②　特定健康検査及び人間ドック費用の一部助成の対象者拡大
③　特定健康検査の費用負担の廃止
④　健康マイレージ事業の実施

基金投入によるシミュレーション

基金投入パターン	基金投入額	ケース	医療分				支援分		介護分		総調定額	調定増率（今年度との比較）	応能	応益	現行税額との比較		保険基盤安定繰入金
			応能		応益		応能	応益	応能	応益							
			所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割					増額数	減額数	
H29年度	現行	－	7.16%	5.00%	26,200円	25,000円	1.84%	10,000円	1.50%	12,200円	4,081,156,600円	－	52.93%	47.07%	－	－	－
標準保険料率	1億6800万円	仮	6.90%	－	14,700円	34,900円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	4,133,900,300円	1.29%	56.41%	43.59%	10,889世帯	12,449世帯	506,793,295円
1億円＋調定不足額	2億6700万円	1	6.46%	－	14,700円	34,900円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	4,034,924,500円	−1.13%	55.43%	44.57%	8,267世帯	15,097世帯	506,793,295円
	2億8600万円	2	6.68%	－	13,800円	33,500円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	4,033,966,400円	−1.16%	56.78%	43.22%	5,777世帯	18,915世帯	489,500,230円
	3億0200万円	3	6.90%	－	13,000円	32,000円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	4,034,689,900円	−1.14%	58.11%	41.89%	5,781世帯	18,945世帯	472,581,910円
2億円＋調定不足額	3億6800万円	4	6.02%	－	14,700円	34,900円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	3,934,625,500円	−3.59%	54.40%	45.60%	4,963世帯	18,366世帯	506,793,295円
	4億0200万円	5	6.46%	－	13,100円	31,800円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	3,934,767,000円	−3.59%	57.16%	42.84%	3,045世帯	21,720世帯	472,351,495円
	4億3400万円	6	6.90%	－	11,700円	28,500円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	3,936,378,400円	−3.55%	59.89%	40.11%	3,800世帯	20,972世帯	438,659,395円
3億円＋調定不足額	4億6700万円	7	5.59%	－	14,700円	34,900円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	3,835,014,400円	−6.03%	53.34%	46.66%	3,986世帯	19,378世帯	506,793,295円
	5億1500万円	8	6.19%	－	12,600円	30,400円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	3,834,688,700円	−6.04%	57.44%	42.56%	1,839世帯	22,939世帯	458,978,470円
	5億7000万円	9	6.90%	－	10,300円	25,000円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	3,835,453,800円	−6.02%	61.84%	38.16%	2,582世帯	22,199世帯	403,756,765円
保険料増額させない投入額（上限額増額対象者除く）	5億7400万円	10	5.29%	－	14,300円	34,000円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	3,737,210,100円	−8.43%	53.12%	46.88%	286世帯	24,012世帯	497,426,290円
	5億3700万円	11	5.50%	－	14,000円	34,000円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	3,777,996,200円	−7.43%	53.72%	46.28%	328世帯	24,449世帯	494,486,260円
	5億3900万円	12	5.51%	－	13,900円	34,000円	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円	3,776,908,400円	−7.45%	53.79%	46.21%	329世帯	24,466世帯	493,506,250円

【ケース説明】　標準保険料率【仮ケース】から　応能のみ下げる（1、4、7）　応能、応益の比率を保ちつつ両方下げる（2、5、8）　応益のみ下げる（3、6、9）

H29年度保険料率より個別保険料率を算定し保険料を増額させない保険料率等に調整（10、11、12）

※均等割と平等割は調定比において約58：42に設定した。

ケース別増減比較表

≪資料2-1≫

【ケース１】基金1億投入し医療応能分で調整《医療 応能54：応益46（所得割6.46%、均等割14,700円、平等割34,900円）支援・介護　60：40（（支援）所得割2.75%、均等割11,800円（介護）所得割2.24%、均等割13,300円））》

全体の保険料増率	1人世帯					2人世帯					3人世帯					4人世帯					5人以上世帯					計			
-1.13%	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	増額	減額	増減無	総計
未申告または0円	-4.01%	1,851	3,007	1,173	6,031	-12.09%	0	947	0	947	-14.28%	0	200	0	200	-16.36%	0	67	0	67	-18.61%	0	35	0	35	1,851	4,256	1,173	7,280
1円～33万円	-6.17%	299	741	255	1,295	-14.64%	0	405	0	405	-14.67%	0	112	0	112	-15.69%	0	33	0	33	-20.27%	0	15	0	15	299	1,306	255	1,860
～100万未満	-0.50%	1,310	896	34	2,240	-7.60%	12	1,461	2	1,475	-9.88%	0	274	0	274	-11.45%	0	64	0	64	-13.80%	0	41	0	41	1,322	2,736	36	4,094
～200万未満	2.40%	1,887	405	18	2,310	-4.48%	223	2,507	5	2,735	-6.07%	3	444	0	447	-7.32%	1	173	0	174	-8.42%	1	78	0	79	2,115	3,607	23	5,745
～300万未満	3.58%	792	92	6	890	-1.98%	270	1,242	0	1,512	-3.51%	58	340	0	398	-4.56%	1	171	0	172	-6.36%	0	97	0	97	1,121	1,942	6	3,069
～400万未満	4.27%	278	22	1	301	-0.43%	169	432	0	601	-1.29%	86	135	0	221	-2.74%	16	80	0	96	-5.35%	0	60	0	60	549	729	1	1,279
～500万未満	4.67%	109	6	0	115	0.30%	75	160	4	239	-0.42%	54	72	0	126	-1.34%	27	36	0	63	-3.97%	1	36	0	37	266	310	4	580
～600万未満	3.16%	47	6	2	55	0.93%	54	60	2	116	0.98%	33	26	1	60	0.95%	23	8	0	31	-2.57%	5	18	0	23	162	118	5	285
～700万未満	4.05%	25	7	0	32	0.90%	34	35	1	70	0.91%	28	21	0	49	0.18%	13	9	0	22	0.49%	7	8	0	15	107	80	1	188
～800万未満	5.46%	11	1	0	12	3.17%	44	6	0	50	4.32%	22	3	0	25	4.44%	18	2	0	20	4.66%	7	0	0	7	102	12	0	114
～900万未満	9.42%	14	0	0	14	8.04%	28	0	0	28	7.73%	15	0	0	15	7.51%	22	0	0	22	6.79%	8	1	0	9	87	1	0	88
～1,000万未満	6.95%	13	0	0	13	6.95%	19	0	0	19	7.99%	5	0	0	5	6.58%	8	0	0	8	7.61%	5	0	0	5	50	0	0	50
1,000万以上	5.03%	35	0	0	35	5.29%	98	0	0	98	5.76%	47	0	0	47	4.97%	22	0	0	22	6.08%	34	0	0	34	236	0	0	236
4,034,924,500	1.46%	6,671	5,183	1,489	13,343	-2.35%	1,026	7,255	14	8,295	-2.16%	351	1,627	1	1,979	-2.08%	151	643	0	794	-3.19%	68	389	0	457	8,267	15,097	1,504	24,868

【ケース２】基金1億投入し医療応能・応益両方で調整《医療 応能56：応益44（所得割6.68%、均等割13,800円、平等割33,500円）支援・介護　60：40（（支援）所得割2.75%、均等割11,800円（介護）所得割2.24%、均等割13,300円））》

全体の保険料増率	1人世帯					2人世帯					3人世帯					4人世帯					5人以上世帯					計			
-1.16%	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	増額	減額	増減無	総計
未申告または0円	-7.36%	0	5,991	40	6,031	-14.89%	0	947	0	947	-17.15%	0	200	0	200	-19.10%	0	67	0	67	-21.36%	0	35	0	35	0	7,240	40	7,280
1円～33万円	-9.51%	0	1,290	5	1,295	-17.38%	0	405	0	405	-17.50%	0	112	0	112	-18.34%	0	33	0	33	-22.86%	0	15	0	15	0	1,855	5	1,860
～100万未満	-1.70%	693	1,474	73	2,240	-8.72%	5	1,469	1	1,475	-11.33%	0	274	0	274	-13.12%	0	64	0	64	-15.43%	0	41	0	41	698	3,322	74	4,094
～200万未満	2.51%	1,848	440	22	2,310	-4.79%	194	2,535	6	2,735	-6.49%	3	444	0	447	-7.83%	1	173	0	174	-9.00%	1	78	0	79	2,047	3,670	28	5,745
～300万未満	4.44%	840	43	7	890	-1.59%	281	1,227	4	1,512	-3.48%	61	335	2	398	-4.63%	1	171	0	172	-6.56%	0	97	0	97	1,183	1,873	13	3,069
～400万未満	5.49%	284	16	1	301	0.41%	231	362	8	601	-0.79%	90	131	0	221	-2.45%	19	77	0	96	-5.31%	0	60	0	60	624	646	9	1,279
～500万未満	6.10%	110	5	0	115	1.43%	176	61	2	239	0.38%	58	67	1	126	-0.74%	30	31	2	63	-3.62%	5	32	0	37	379	196	5	580
～600万未満	4.78%	51	2	2	55	2.23%	95	21	0	116	2.01%	39	21	0	60	1.77%	26	5	0	31	-2.00%	10	13	0	23	221	62	2	285
～700万未満	5.72%	28	4	0	32	2.35%	56	14	0	70	2.10%	33	16	0	49	1.18%	14	8	0	22	1.29%	7	8	0	15	138	50	0	188
～800万未満	7.24%	12	0	0	12	4.78%	50	0	0	50	5.73%	25	0	0	25	5.60%	20	0	0	20	5.29%	7	0	0	7	114	0	0	114
～900万未満	10.15%	14	0	0	14	8.89%	28	0	0	28	8.61%	15	0	0	15	7.88%	22	0	0	22	7.11%	8	1	0	9	87	1	0	88
～1,000万未満	6.95%	13	0	0	13	6.97%	19	0	0	19	7.99%	5	0	0	5	6.58%	8	0	0	8	7.61%	5	0	0	5	50	0	0	50
1,000万以上	5.03%	35	0	0	35	5.30%	98	0	0	98	5.76%	47	0	0	47	4.97%	22	0	0	22	6.08%	34	0	0	34	236	0	0	236
4,033,966,400	1.13%	3,928	9,265	150	13,343	-2.21%	1,233	7,041	21	8,295	-2.02%	376	1,600	3	1,979	-1.97%	163	629	2	794	-3.26%	77	380	0	457	5,777	18,915	176	24,868

【ケース３】基金1億投入し医療応益分で調整《医療 応能58：応益42（所得割6.90%、均等割13,000円、平等割32,000円）支援・介護　60：40（（支援）所得割2.75%、均等割11,800円（介護）所得割2.24%、均等割13,300円））》

全体の保険料増率	1人世帯					2人世帯					3人世帯					4人世帯					5人以上世帯					計			
-1.14%	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	増額	減額	増減無	総計
未申告または0円	-10.47%	0	5,991	40	6,031	-17.62%	0	947	0	947	-19.70%	0	200	0	200	-21.67%	0	67	0	67	-23.89%	0	35	0	35	0	7,240	40	7,280
1円～33万円	-12.55%	0	1,290	5	1,295	-20.05%	0	405	0	405	-19.98%	0	112	0	112	-20.82%	0	33	0	33	-25.21%	0	15	0	15	0	1,855	5	1,860
～100万未満	-2.89%	397	1,801	42	2,240	-9.79%	2	1,473	0	1,475	-12.68%	0	274	0	274	-14.67%	0	64	0	64	-16.92%	0	41	0	41	399	3,653	42	4,094
～200万未満	2.63%	1,827	451	32	2,310	-5.06%	168	2,565	2	2,735	-6.83%	3	444	0	447	-8.24%	1	173	0	174	-9.47%	1	78	0	79	2,000	3,711	34	5,745
～300万未満	5.30%	855	31	4	890	-1.17%	316	1,192	4	1,512	-3.39%	71	326	1	398	-4.63%	1	171	0	172	-6.66%	0	96	1	97	1,243	1,816	10	3,069
～400万未満	6.71%	288	12	1	301	1.27%	405	191	5	601	-0.25%	92	129	0	221	-2.11%	27	69	0	96	-5.18%	2	58	0	60	814	459	6	1,279
～500万未満	7.52%	112	3	0	115	2.58%	207	32	0	239	1.22%	73	51	2	126	-0.10%	34	29	0	63	-3.20%	9	28	0	37	435	143	2	580
～600万未満	6.40%	52	1	2	55	3.55%	102	13	1	116	3.08%	49	11	0	60	2.63%	28	3	0	31	-1.37%	11	12	0	23	242	40	3	285
～700万未満	7.39%	29	3	0	32	3.82%	60	10	0	70	3.32%	44	5	0	49	2.21%	17	5	0	22	2.16%	10	5	0	15	160	28	0	188
～800万未満	9.03%	12	0	0	12	6.39%	50	0	0	50	7.17%	25	0	0	25	6.79%	20	0	0	20	5.95%	7	0	0	7	114	0	0	114
～900万未満	10.29%	14	0	0	14	9.37%	28	0	0	28	9.26%	15	0	0	15	8.19%	22	0	0	22	7.45%	9	0	0	9	88	0	0	88
～1,000万未満	6.95%	13	0	0	13	6.98%	19	0	0	19	7.99%	5	0	0	5	6.58%	8	0	0	8	7.61%	5	0	0	5	50	0	0	50
1,000万以上	5.03%	35	0	0	35	5.30%	98	0	0	98	5.76%	47	0	0	47	4.97%	22	0	0	22	6.08%	34	0	0	34	236	0	0	236
4,034,689,900	0.83%	3,634	9,583	126	13,343	-2.04%	1,455	6,828	12	8,295	-1.82%	424	1,552	3	1,979	-1.81%	180	614	0	794	-3.25%	88	368	1	457	5,781	18,945	142	24,868

ケース別増減比較表

≪資料2-2≫

【ケース４】基金2億投入し医療応能分で調整《医療 応能52：応益47（所得割6.02%、均等割14,700円、平等割34,900円）支援・介護　60：40（（支援）所得割2.75%、均等割11,800円（介護）所得割2.24%、均等割13,300円））》

全体の保険料増率	1人世帯					2人世帯					3人世帯					4人世帯					5人以上世帯					計			
-3.59%	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	増額	減額	増減無	総計
未申告または0円	-4.01%	1,851	3,007	1,173	6,031	-12.09%	0	947	0	947	-14.28%	0	200	0	200	-16.36%	0	67	0	67	-18.61%	0	35	0	35	1,851	4,256	1,173	7,280
1円～33万円	-6.17%	299	741	255	1,295	-14.64%	0	405	0	405	-14.67%	0	112	0	112	-15.69%	0	33	0	33	-20.27%	0	15	0	15	299	1,306	255	1,860
～100万未満	-2.29%	529	1,631	80	2,240	-9.23%	0	1,475	0	1,475	-11.08%	0	274	0	274	-12.35%	0	64	0	64	-14.74%	0	41	0	41	529	3,485	80	4,094
～200万未満	-0.44%	793	1,505	12	2,310	-6.86%	20	2,711	4	2,735	-8.21%	1	446	0	447	-9.32%	0	174	0	174	-10.30%	0	79	0	79	814	4,915	16	5,745
～300万未満	0.18%	375	511	4	890	-4.96%	135	1,372	5	1,512	-6.02%	0	398	0	398	-6.93%	1	171	0	172	-8.60%	0	97	0	97	511	2,549	9	3,069
～400万未満	0.62%	156	144	1	301	-3.77%	121	479	1	601	-4.22%	4	217	0	221	-5.42%	0	96	0	96	-7.81%	0	60	0	60	281	996	2	1,279
～500万未満	0.87%	64	51	0	115	-3.30%	52	187	0	239	-3.62%	15	109	2	126	-4.30%	0	63	0	63	-6.69%	0	37	0	37	131	447	2	580
～600万未満	-0.88%	17	36	2	55	-2.77%	31	85	0	116	-2.41%	22	38	0	60	-2.15%	1	30	0	31	-5.47%	0	23	0	23	71	212	2	285
～700万未満	0.07%	17	15	0	32	-2.97%	18	52	0	70	-2.63%	9	40	0	49	-3.15%	3	19	0	22	-2.79%	4	11	0	15	51	137	0	188
～800万未満	1.28%	7	5	0	12	-0.91%	20	30	0	50	0.42%	14	11	0	25	0.72%	10	10	0	20	0.95%	4	3	0	7	55	59	0	114
～900万未満	5.82%	14	0	0	14	4.61%	26	2	0	28	3.77%	15	0	0	15	5.47%	22	0	0	22	5.17%	7	2	0	9	84	4	0	88
～1,000万未満	6.86%	13	0	0	13	6.84%	19	0	0	19	7.99%	5	0	0	5	6.58%	8	0	0	8	7.61%	5	0	0	5	50	0	0	50
1,000万以上	5.03%	35	0	0	35	5.27%	98	0	0	98	5.76%	47	0	0	47	4.97%	22	0	0	22	6.08%	34	0	0	34	236	0	0	236
3,934,625,500	-0.91%	4,170	7,646	1,527	13,343	-4.96%	540	7,745	10	8,295	-4.62%	132	1,845	2	1,979	-4.36%	67	727	0	794	-5.14%	54	403	0	457	4,963	18,366	1,539	24,868

【ケース５】基金2億投入し医療応能・応益両方で調整《医療 応能57：応益43（所得割6.46%、均等割13,100円、平等割31,800円）支援・介護　60：40（（支援）所得割2.75%、均等割11,800円（介護）所得割2.24%、均等割13,300円））》

全体の保険料増率	1人世帯					2人世帯					3人世帯					4人世帯					5人以上世帯					計			
-3.59%	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	増額	減額	増減無	総計
未申告または0円	-10.69%	0	5,991	40	6,031	-17.62%	0	947	0	947	-19.68%	0	200	0	200	-21.62%	0	67	0	67	-23.77%	0	35	0	35	0	7,240	40	7,280
1円～33万円	-12.82%	0	1,290	5	1,295	-20.05%	0	405	0	405	-19.97%	0	112	0	112	-20.78%	0	33	0	33	-25.15%	0	15	0	15	0	1,855	5	1,860
～100万未満	-4.76%	249	1,968	23	2,240	-11.42%	0	1,475	0	1,475	-13.84%	0	274	0	274	-15.48%	0	64	0	64	-17.76%	0	41	0	41	249	3,822	23	4,094
～200万未満	-0.27%	797	1,503	10	2,310	-7.44%	26	2,708	1	2,735	-8.94%	1	446	0	447	-10.18%	0	174	0	174	-11.27%	1	78	0	79	825	4,909	11	5,745
～300万未満	1.86%	459	418	13	890	-4.16%	189	1,319	4	1,512	-5.88%	1	397	0	398	-6.95%	1	171	0	172	-8.82%	0	97	0	97	650	2,402	17	3,069
～400万未満	3.04%	236	63	2	301	-2.08%	150	450	1	601	-3.15%	42	179	0	221	-4.75%	0	96	0	96	-7.57%	0	60	0	60	428	848	3	1,279
～500万未満	3.71%	96	19	0	115	-1.02%	62	176	1	239	-1.96%	42	84	0	126	-3.03%	7	56	0	63	-5.87%	0	37	0	37	207	372	1	580
～600万未満	2.35%	44	9	2	55	-0.15%	43	73	0	116	-0.29%	30	30	0	60	-0.44%	17	14	0	31	-4.22%	0	23	0	23	134	149	2	285
～700万未満	3.39%	23	8	1	32	-0.04%	22	48	0	70	-0.20%	25	24	0	49	-1.09%	12	10	0	22	-1.07%	6	9	0	15	88	99	1	188
～800万未満	4.85%	11	1	0	12	2.31%	38	12	0	50	3.28%	21	4	0	25	3.23%	17	3	0	20	3.06%	4	3	0	7	91	23	0	114
～900万未満	9.15%	14	0	0	14	7.51%	28	0	0	28	6.96%	15	0	0	15	7.04%	22	0	0	22	6.33%	8	1	0	9	87	1	0	88
～1,000万未満	6.95%	13	0	0	13	6.95%	19	0	0	19	7.99%	5	0	0	5	6.58%	8	0	0	8	7.61%	5	0	0	5	50	0	0	50
1,000万以上	5.03%	35	0	0	35	5.28%	98	0	0	98	5.76%	47	0	0	47	4.97%	22	0	0	22	6.08%	34	0	0	34	236	0	0	236
3,934,767,000	-1.60%	1,977	11,270	96	13,343	-4.64%	675	7,613	7	8,295	-4.22%	229	1,750	0	1,979	-4.00%	106	688	0	794	-5.10%	58	399	0	457	3,045	21,720	103	24,868

【ケース６】基金2億投入し医療応益分で調整《医療 応能61：応益39（所得割6.90%、均等割11,700円、平等割28,500円）支援・介護　60：40（（支援）所得割2.75%、均等割11,800円（介護）所得割2.24%、均等割13,300円））》

全体の保険料増率	1人世帯					2人世帯					3人世帯					4人世帯					5人以上世帯					計			
-3.55%	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	増額	減額	増減無	総計
未申告または0円	-17.38%	0	5,991	40	6,031	-23.23%	0	947	0	947	-24.83%	0	200	0	200	-26.53%	0	67	0	67	-28.50%	0	35	0	35	0	7,240	40	7,280
1円～33万円	-19.49%	0	1,290	5	1,295	-25.62%	0	405	0	405	-25.02%	0	112	0	112	-25.55%	0	33	0	33	-29.55%	0	15	0	15	0	1,855	5	1,860
～100万未満	-7.22%	65	2,155	20	2,240	-13.50%	0	1,475	0	1,475	-16.38%	0	274	0	274	-18.36%	0	64	0	64	-20.46%	0	41	0	41	65	4,009	20	4,094
～200万未満	-0.08%	928	1,364	18	2,310	-7.93%	34	2,700	1	2,735	-9.52%	1	446	0	447	-10.86%	1	173	0	174	-12.02%	1	78	0	79	965	4,761	19	5,745
～300万未満	3.54%	788	96	6	890	-3.28%	230	1,281	1	1,512	-5.62%	14	384	0	398	-6.82%	1	171	0	172	-8.86%	0	97	0	97	1,033	2,029	7	3,069
～400万未満	5.46%	284	16	1	301	-0.33%	182	419	0	601	-1.99%	72	149	0	221	-3.95%	5	91	0	96	-7.16%	0	60	0	60	543	735	1	1,279
～500万未満	6.54%	112	3	0	115	1.31%	163	75	1	239	-0.22%	52	74	0	126	-1.64%	24	39	0	63	-4.91%	0	37	0	37	351	228	1	580
～600万未満	5.58%	51	2	2	55	2.50%	95	21	0	116	1.89%	39	21	0	60	1.35%	23	7	1	31	-2.84%	6	17	0	23	214	68	3	285
～700万未満	6.72%	29	3	0	32	2.91%	59	11	0	70	2.28%	33	16	0	49	1.05%	14	8	0	22	0.77%	7	8	0	15	142	46	0	188
～800万未満	8.41%	12	0	0	12	5.56%	50	0	0	50	6.20%	25	0	0	25	5.73%	20	0	0	20	4.87%	7	0	0	7	114	0	0	114
～900万未満	10.27%	14	0	0	14	9.18%	28	0	0	28	8.92%	15	0	0	15	7.95%	22	0	0	22	7.04%	8	1	0	9	87	1	0	88
～1,000万未満	6.95%	13	0	0	13	6.97%	19	0	0	19	7.99%	5	0	0	5	6.58%	8	0	0	8	7.61%	5	0	0	5	50	0	0	50
1,000万以上	5.03%	35	0	0	35	5.30%	98	0	0	98	5.76%	47	0	0	47	4.97%	22	0	0	22	6.08%	34	0	0	34	236	0	0	236
3,936,378,400	-2.30%	2,331	10,920	92	13,343	-4.26%	958	7,334	3	8,295	-3.74%	303	1,676	0	1,979	-3.55%	140	653	1	794	-4.94%	68	389	0	457	3,800	20,972	96	24,868

ケース別増減比較表

≪資料2-3≫

【ケース７】基金3億投入し医療応能分で調整《医療 応能51：応益49（所得割5.59%、均等割14,700円、平等割34,900円）支援・介護　60：40（（支援）所得割2.75%、均等割11,800円（介護）所得割2.24%、均等割13,300円））》

全体の保険料増率	1人世帯					2人世帯					3人世帯					4人世帯					5人以上世帯					計			
-6.03%	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	増額	減額	増減無	総計
未申告または0円	-4.01%	1,851	3,007	1,173	6,031	-12.09%	0	947	0	947	-14.28%	0	200	0	200	-16.36%	0	67	0	67	-18.61%	0	35	0	35	1,851	4,256	1,173	7,280
1円～33万円	-6.17%	299	741	255	1,295	-14.64%	0	405	0	405	-14.67%	0	112	0	112	-15.69%	0	33	0	33	-20.27%	0	15	0	15	299	1,306	255	1,860
～100万未満	-4.04%	416	1,773	51	2,240	-10.82%	0	1,475	0	1,475	-12.25%	0	274	0	274	-13.22%	0	64	0	64	-15.67%	0	41	0	41	416	3,627	51	4,094
～200万未満	-3.21%	607	1,691	12	2,310	-9.20%	0	2,735	0	2,735	-10.30%	0	447	0	447	-11.27%	0	174	0	174	-12.13%	0	79	0	79	607	5,126	12	5,745
～300万未満	-3.14%	279	605	6	890	-7.88%	0	1,512	0	1,512	-8.49%	0	398	0	398	-9.25%	0	172	0	172	-10.78%	0	97	0	97	279	2,784	6	3,069
～400万未満	-2.94%	112	187	2	301	-7.04%	0	601	0	601	-7.08%	0	221	0	221	-8.04%	0	96	0	96	-10.22%	0	60	0	60	112	1,165	2	1,279
～500万未満	-2.84%	49	65	1	115	-6.81%	0	239	0	239	-6.74%	0	126	0	126	-7.19%	0	63	0	63	-9.35%	0	37	0	37	49	530	1	580
～600万未満	-4.82%	12	40	3	55	-6.38%	0	116	0	116	-5.72%	0	60	0	60	-5.18%	0	31	0	31	-8.30%	0	23	0	23	12	270	3	285
～700万未満	-3.82%	9	22	1	32	-6.75%	0	70	0	70	-6.09%	0	49	0	49	-6.40%	0	22	0	22	-5.99%	0	15	0	15	9	178	1	188
～800万未満	-2.79%	3	9	0	12	-4.90%	1	49	0	50	-3.39%	2	23	0	25	-2.92%	3	17	0	20	-2.71%	2	5	0	7	11	103	0	114
～900万未満	1.09%	11	3	0	14	0.09%	14	14	0	28	-0.60%	4	11	0	15	1.72%	20	2	0	22	2.29%	6	3	0	9	55	33	0	88
～1,000万未満	4.80%	13	0	0	13	4.09%	19	0	0	19	6.37%	5	0	0	5	5.52%	8	0	0	8	7.33%	5	0	0	5	50	0	0	50
1,000万以上	5.03%	35	0	0	35	5.25%	98	0	0	98	5.76%	47	0	0	47	4.97%	22	0	0	22	6.06%	34	0	0	34	236	0	0	236
3,835,014,400	-3.25%	3,696	8,143	1,504	13,343	-7.55%	132	8,163	0	8,295	-7.04%	58	1,921	0	1,979	-6.73%	53	741	0	794	-7.10%	47	410	0	457	3,986	19,378	1,504	24,868

【ケース８】基金3億投入し医療応能・応益両方で調整《医療 応能57：応益43（所得割6.19%、均等割12,600円、平等割30,400円）支援・介護　60：40（（支援）所得割2.75%、均等割11,800円（介護）所得割2.24%、均等割13,300円））》

全体の保険料増率	1人世帯					2人世帯					3人世帯					4人世帯					5人以上世帯					計			
-6.04%	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	増額	減額	増減無	総計
未申告または0円	-13.27%	0	5,991	40	6,031	-19.91%	0	947	0	947	-21.68%	0	200	0	200	-23.46%	0	67	0	67	-25.55%	0	35	0	35	0	7,240	40	7,280
1円～33万円	-15.35%	0	1,290	5	1,295	-22.35%	0	405	0	405	-21.93%	0	112	0	112	-22.57%	0	33	0	33	-26.79%	0	15	0	15	0	1,855	5	1,860
～100万未満	-7.57%	3	2,226	11	2,240	-13.88%	0	1,475	0	1,475	-16.01%	0	274	0	274	-17.48%	0	64	0	64	-19.72%	0	41	0	41	3	4,080	11	4,094
～200万未満	-3.08%	557	1,729	24	2,310	-10.04%	0	2,735	0	2,735	-11.30%	1	446	0	447	-12.42%	0	174	0	174	-13.41%	0	79	0	79	558	5,163	24	5,745
～300万未満	-0.92%	368	518	4	890	-6.82%	14	1,497	1	1,512	-8.30%	0	398	0	398	-9.26%	1	171	0	172	-11.06%	0	97	0	97	383	2,681	5	3,069
～400万未満	0.31%	155	145	1	301	-4.76%	81	519	1	601	-5.63%	1	220	0	221	-7.12%	0	96	0	96	-9.86%	0	60	0	60	237	1,040	2	1,279
～500万未満	0.99%	64	51	0	115	-3.73%	51	188	0	239	-4.48%	0	126	0	126	-5.45%	0	63	0	63	-8.21%	0	37	0	37	115	465	0	580
～600万未満	-0.45%	17	36	2	55	-2.83%	31	85	0	116	-2.84%	20	40	0	60	-2.85%	1	30	0	31	-6.57%	0	23	0	23	69	214	2	285
～700万未満	0.68%	17	15	0	32	-2.78%	18	51	1	70	-2.78%	9	40	0	49	-3.59%	0	22	0	22	-3.62%	3	12	0	15	47	140	1	188
～800万未満	2.04%	8	4	0	12	-0.52%	20	30	0	50	0.51%	14	11	0	25	0.51%	10	10	0	20	0.19%	4	3	0	7	56	58	0	114
～900万未満	6.81%	14	0	0	14	5.23%	27	1	0	28	4.05%	15	0	0	15	5.46%	22	0	0	22	4.80%	7	2	0	9	85	3	0	88
～1,000万未満	6.95%	13	0	0	13	6.88%	19	0	0	19	7.99%	5	0	0	5	6.58%	8	0	0	8	7.61%	5	0	0	5	50	0	0	50
1,000万以上	5.03%	35	0	0	35	5.27%	98	0	0	98	5.76%	47	0	0	47	4.97%	22	0	0	22	6.08%	34	0	0	34	236	0	0	236
3,834,688,700	-4.26%	1,251	12,005	87	13,343	-7.12%	359	7,933	3	8,295	-6.49%	112	1,867	0	1,979	-6.10%	64	730	0	794	-6.97%	53	404	0	457	1,839	22,939	90	24,868

【ケース９】基金3億投入し医療応益分で調整《医療 応能64：応益36（所得割6.90%、均等割10,300円、平等割25,000円）支援・介護　60：40（（支援）所得割2.75%、均等割11,800円（介護）所得割2.24%、均等割13,300円））》

全体の保険料増率	1人世帯					2人世帯					3人世帯					4人世帯					5人以上世帯					計			
-6.02%	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	増額	減額	増減無	総計
未申告または0円	-24.33%	0	5,991	40	6,031	-28.92%	0	947	0	947	-30.04%	0	200	0	200	-31.49%	0	67	0	67	-33.37%	0	35	0	35	0	7,240	40	7,280
1円～33万円	-26.45%	0	1,290	5	1,295	-31.24%	0	405	0	405	-30.12%	0	112	0	112	-30.35%	0	33	0	33	-34.14%	0	15	0	15	0	1,855	5	1,860
～100万未満	-11.64%	2	2,227	11	2,240	-17.32%	0	1,475	0	1,475	-20.23%	0	274	0	274	-22.24%	0	64	0	64	-24.19%	0	41	0	41	2	4,081	11	4,094
～200万未満	-2.85%	505	1,791	14	2,310	-10.89%	5	2,730	0	2,735	-12.31%	1	446	0	447	-13.59%	0	174	0	174	-14.70%	1	78	0	79	512	5,219	14	5,745
～300万未満	1.75%	476	404	10	890	-5.46%	104	1,404	4	1,512	-7.94%	0	398	0	398	-9.11%	1	171	0	172	-11.18%	0	97	0	97	581	2,474	14	3,069
～400万未満	4.19%	275	25	1	301	-1.98%	150	451	0	601	-3.80%	30	191	0	221	-5.87%	0	96	0	96	-9.25%	0	60	0	60	455	823	1	1,279
～500万未満	5.54%	110	5	0	115	-0.01%	73	166	0	239	-1.72%	44	82	0	126	-3.26%	6	57	0	63	-6.70%	0	37	0	37	233	347	0	580
～600万未満	4.75%	51	2	2	55	1.42%	85	31	0	116	0.65%	32	28	0	60	0.02%	18	13	0	31	-4.39%	0	23	0	23	186	97	2	285
～700万未満	6.04%	28	4	0	32	1.97%	56	14	0	70	1.20%	29	20	0	49	-0.17%	13	9	0	22	-0.70%	6	9	0	15	132	56	0	188
～800万未満	7.78%	12	0	0	12	4.71%	49	1	0	50	5.19%	24	1	0	25	4.63%	18	2	0	20	3.72%	5	2	0	7	108	6	0	114
～900万未満	10.23%	14	0	0	14	8.95%	28	0	0	28	8.44%	15	0	0	15	7.67%	22	0	0	22	6.61%	8	1	0	9	87	1	0	88
～1,000万未満	6.95%	13	0	0	13	6.97%	19	0	0	19	7.99%	5	0	0	5	6.58%	8	0	0	8	7.61%	5	0	0	5	50	0	0	50
1,000万以上	5.03%	35	0	0	35	5.29%	98	0	0	98	5.76%	47	0	0	47	4.97%	22	0	0	22	6.08%	34	0	0	34	236	0	0	236
3,835,453,800	-5.48%	1,521	11,739	83	13,343	-6.55%	667	7,624	4	8,295	-5.74%	227	1,752	0	1,979	-5.38%	108	686	0	794	-6.73%	59	398	0	457	2,582	22,199	87	24,868

ケース別増減比較表

≪資料2-4≫

【ケース10】保険料増額させない基金投入。医療の応能で調整《医療 応能50：応益50（所得割5.29%、均等割14,300円、平等割34,000円）支援・介護 60：40（（支援）所得割2.75%、均等割11,800円（介護）所得割2.24%、均等割13,300円））》

全体の保険料増率	1人世帯					2人世帯					3人世帯					4人世帯					5人以上世帯					計			
-8.43%	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	増額	減額	増減無	総計
未申告または0円	-5.86%	0	5,545	486	6,031	-13.61%	0	947	0	947	-15.79%	0	200	0	200	-17.78%	0	67	0	67	-19.96%	0	35	0	35	0	6,794	486	7,280
1円～33万円	-8.02%	0	1,254	41	1,295	-16.14%	0	405	0	405	-16.17%	0	112	0	112	-17.06%	0	33	0	33	-21.55%	0	15	0	15	0	1,819	41	1,860
～100万未満	-6.43%	0	2,211	29	2,240	-12.96%	0	1,475	0	1,475	-14.12%	0	274	0	274	-14.90%	0	64	0	64	-17.36%	0	41	0	41	0	4,065	29	4,094
～200万未満	-5.89%	0	2,303	7	2,310	-11.63%	0	2,735	0	2,735	-12.52%	0	447	0	447	-13.37%	0	174	0	174	-14.15%	0	79	0	79	0	5,738	7	5,745
～300万未満	-5.94%	0	886	4	890	-10.51%	0	1,512	0	1,512	-10.84%	0	398	0	398	-11.49%	0	172	0	172	-12.95%	0	97	0	97	0	3,065	4	3,069
～400万未満	-5.77%	0	300	1	301	-9.77%	0	601	0	601	-9.57%	0	221	0	221	-10.40%	0	96	0	96	-12.48%	0	60	0	60	0	1,278	1	1,279
～500万未満	-5.70%	0	115	0	115	-9.62%	0	239	0	239	-9.32%	0	126	0	126	-9.66%	0	63	0	63	-11.70%	0	37	0	37	0	580	0	580
～600万未満	-7.79%	0	53	2	55	-9.20%	0	116	0	116	-8.37%	0	60	0	60	-7.66%	0	31	0	31	-10.71%	0	23	0	23	0	283	2	285
～700万未満	-6.72%	0	32	0	32	-9.65%	0	70	0	70	-8.80%	0	49	0	49	-9.01%	0	22	0	22	-8.62%	0	15	0	15	0	188	0	188
～800万未満	-5.81%	0	12	0	12	-7.91%	0	50	0	50	-6.32%	0	25	0	25	-5.78%	0	20	0	20	-5.69%	0	7	0	7	0	114	0	114
～900万未満	-2.38%	2	12	0	14	-3.32%	3	25	0	28	-3.93%	1	14	0	15	-1.40%	3	19	0	22	-0.77%	5	4	0	9	14	74	0	88
～1,000万未満	1.19%	11	2	0	13	0.56%	10	9	0	19	3.43%	4	1	0	5	2.37%	6	2	0	8	4.95%	5	0	0	5	36	14	0	50
1,000万以上	4.99%	35	0	0	35	5.13%	98	0	0	98	5.65%	47	0	0	47	4.97%	22	0	0	22	6.04%	34	0	0	34	236	0	0	236
3,737,210,000	-5.75%	48	12,725	570	13,343	-10.00%	111	8,184	0	8,295	-9.30%	52	1,927	0	1,979	-8.97%	31	763	0	794	-9.04%	44	413	0	457	286	24,012	570	24,868

【ケース11】保険料増額させない基金投入。医療の応能・応益で調整《医療 応能51：応益49（所得割5.50%、均等割14,000円、平等割34,000円）支援・介護 60：40（（支援）所得割2.75%、均等割11,800円（介護）所得割2.24%、均等割13,300円））》

全体の保険料増率	1人世帯					2人世帯					3人世帯					4人世帯					5人以上世帯					計			
-7.43%	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	増額	減額	増減無	総計
未申告または0円	-6.19%	0	5,979	52	6,031	-14.01%	0	947	0	947	-16.31%	0	200	0	200	-18.38%	0	67	0	67	-20.64%	0	35	0	35	0	7,228	52	7,280
1円～33万円	-8.27%	0	1,286	9	1,295	-16.50%	0	405	0	405	-16.65%	0	112	0	112	-17.64%	0	33	0	33	-22.17%	0	15	0	15	0	1,851	9	1,860
～100万未満	-5.86%	0	2,224	16	2,240	-12.55%	0	1,475	0	1,475	-13.99%	0	274	0	274	-14.98%	0	64	0	64	-17.44%	0	41	0	41	0	4,078	16	4,094
～200万未満	-4.70%	0	2,303	7	2,310	-10.77%	0	2,735	0	2,735	-11.83%	0	447	0	447	-12.78%	0	174	0	174	-13.65%	0	79	0	79	0	5,738	7	5,745
～300万未満	-4.43%	0	886	4	890	-9.29%	0	1,512	0	1,512	-9.90%	0	398	0	398	-10.66%	0	172	0	172	-12.22%	0	97	0	97	0	3,065	4	3,069
～400万未満	-4.11%	0	300	1	301	-8.33%	0	601	0	601	-8.39%	0	221	0	221	-9.38%	0	96	0	96	-11.61%	0	60	0	60	0	1,278	1	1,279
～500万未満	-3.95%	0	115	0	115	-8.03%	0	239	0	239	-7.97%	0	126	0	126	-8.46%	0	63	0	63	-10.66%	0	37	0	37	0	580	0	580
～600万未満	-5.92%	0	53	2	55	-7.53%	0	116	0	116	-6.90%	0	60	0	60	-6.36%	0	31	0	31	-9.55%	0	23	0	23	0	283	2	285
～700万未満	-4.86%	0	32	0	32	-7.89%	0	70	0	70	-7.23%	0	49	0	49	-7.58%	0	22	0	22	-7.27%	0	15	0	15	0	188	0	188
～800万未満	-3.86%	0	12	0	12	-6.05%	1	49	0	50	-4.58%	0	25	0	25	-4.16%	2	18	0	20	-4.14%	1	6	0	7	4	110	0	114
～900万未満	-0.11%	7	7	0	14	-1.18%	8	20	0	28	-1.91%	3	12	0	15	0.43%	14	8	0	22	0.89%	6	3	0	9	38	50	0	88
～1,000万未満	3.57%	13	0	0	13	2.82%	19	0	0	19	5.48%	5	0	0	5	4.34%	8	0	0	8	6.49%	5	0	0	5	50	0	0	50
1,000万以上	5.03%	35	0	0	35	5.24%	98	0	0	98	5.76%	47	0	0	47	4.97%	22	0	0	22	6.05%	34	0	0	34	236	0	0	236
3,777,996,200	-4.77%	55	13,197	91	13,343	-8.93%	126	8,169	0	8,295	-8.33%	55	1,924	0	1,979	-8.01%	46	748	0	794	-8.31%	46	411	0	457	328	24,449	91	24,868

【ケース12】保険料増額させない基金投入。医療の応益で調整《医療 応能51：応益49（所得割5.51%、均等割13,900円、平等割34,000円）支援・介護 60：40（（支援）所得割2.75%、均等割11,800円（介護）所得割2.24%、均等割13,300円））》

全体の保険料増率	1人世帯					2人世帯					3人世帯					4人世帯					5人以上世帯					計			
-7.45%	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	調定額増率	増額	減額	増減無	世帯計	増額	減額	増減無	総計
未申告または0円	-6.47%	0	5,991	40	6,031	-14.26%	0	947	0	947	-16.53%	0	200	0	200	-18.67%	0	67	0	67	-20.90%	0	35	0	35	0	7,240	40	7,280
1円～33万円	-8.61%	0	1,290	5	1,295	-16.77%	0	405	0	405	-16.88%	0	112	0	112	-17.93%	0	33	0	33	-22.44%	0	15	0	15	0	1,855	5	1,860
～100万未満	-5.92%	0	2,226	14	2,240	-12.63%	0	1,475	0	1,475	-14.12%	0	274	0	274	-15.13%	0	64	0	64	-17.61%	0	41	0	41	0	4,080	14	4,094
～200万未満	-4.70%	0	2,303	7	2,310	-10.81%	0	2,735	0	2,735	-11.89%	0	447	0	447	-12.86%	0	174	0	174	-13.74%	0	79	0	79	0	5,738	7	5,745
～300万未満	-4.39%	0	886	4	890	-9.29%	0	1,512	0	1,512	-9.94%	0	398	0	398	-10.71%	0	172	0	172	-12.28%	0	97	0	97	0	3,065	4	3,069
～400万未満	-4.05%	0	300	1	301	-8.31%	0	601	0	601	-8.39%	0	221	0	221	-9.40%	0	96	0	96	-11.66%	0	60	0	60	0	1,278	1	1,279
～500万未満	-3.88%	0	115	0	115	-7.99%	0	239	0	239	-7.96%	0	126	0	126	-8.46%	0	63	0	63	-10.69%	0	37	0	37	0	580	0	580
～600万未満	-5.85%	0	53	2	55	-7.49%	0	116	0	116	-6.87%	0	60	0	60	-6.35%	0	31	0	31	-9.56%	0	23	0	23	0	283	2	285
～700万未満	-4.79%	0	32	0	32	-7.83%	0	70	0	70	-7.20%	0	49	0	49	-7.56%	0	22	0	22	-7.27%	0	15	0	15	0	188	0	188
～800万未満	-3.77%	0	12	0	12	-5.98%	1	49	0	50	-4.53%	0	25	0	25	-4.13%	3	17	0	20	-4.13%	1	6	0	7	5	109	0	114
～900万未満	-0.01%	7	7	0	14	-1.10%	8	20	0	28	-1.85%	3	12	0	15	0.47%	14	8	0	22	0.91%	6	3	0	9	38	50	0	88
～1,000万未満	3.67%	13	0	0	13	2.91%	19	0	0	19	5.53%	5	0	0	5	4.39%	8	0	0	8	6.51%	5	0	0	5	50	0	0	50
1,000万以上	5.03%	35	0	0	35	5.24%	98	0	0	98	5.76%	47	0	0	47	4.97%	22	0	0	22	6.05%	34	0	0	34	236	0	0	236
3,776,908,400	-4.81%	55	13,215	73	13,343	-8.95%	126	8,169	0	8,295	-8.35%	55	1,924	0	1,979	-8.04%	47	747	0	794	-8.35%	46	411	0	457	329	24,466	73	24,868

ケース別所得階層別増減世帯数

所得階層	増減区分		ケース5 世帯数	ケース5 平均額	ケース8 世帯数	ケース8 平均額	ケース11 世帯数	ケース11 平均額
未申告または0円	減額	① 10万円以上	2世帯	−128,850円	2世帯	−129,650円	2世帯	−127,650円
		②50,000円～99,999円	10世帯	−61,470円	19世帯	−59,063円	6世帯	−63,767円
		③10,000円～49,999円	499世帯	−16,937円	562世帯	−17,044円	360世帯	−16,398円
		④ 5,000円～ 9,999円	1,622世帯	−7,026円	3,075世帯	−6,866円	1,068世帯	−6,581円
		⑤ 1円～ 4,999円	5,107世帯	−2,646円	3,582世帯	−2,463円	5,792世帯	−1,595円
	増額	⑥ 1円～ 4,999円	世帯		世帯		世帯	
		⑦ 5,000円～ 9,999円	世帯		世帯		世帯	
		⑧10,000円～49,999円	世帯		世帯		世帯	
		⑨50,000円～99,999円	世帯		世帯		世帯	
		⑩ 10万円以上	世帯		世帯		世帯	
1円～33万円	減額	① 10万円以上	1世帯	−120,300円	1世帯	−120,900円	1世帯	−119,400円
		②50,000円～99,999円	1世帯	−53,700円	2世帯	−54,500円	世帯	
		③10,000円～49,999円	212世帯	−16,280円	252世帯	−16,309円	153世帯	−16,130円
		④ 5,000円～ 9,999円	488世帯	−7,258円	733世帯	−7,091円	387世帯	−6,856円
		⑤ 1円～ 4,999円	1,153世帯	−2,664円	867世帯	−2,552円	1,310世帯	−1,823円
	増額	⑥ 1円～ 4,999円	世帯		世帯		世帯	
		⑦ 5,000円～ 9,999円	世帯		世帯		世帯	
		⑧10,000円～49,999円	世帯		世帯		世帯	
		⑨50,000円～99,999円	世帯		世帯		世帯	
		⑩ 10万円以上	世帯		世帯		世帯	
～100万円	減額	① 10万円以上	世帯		世帯		世帯	
		②50,000円～99,999円	5世帯	−64,700円	8世帯	−61,325円	6世帯	−61,800円
		③10,000円～49,999円	927世帯	−16,061円	1,487世帯	−15,599円	1,266世帯	−15,189円
		④ 5,000円～ 9,999円	1,248世帯	−7,584円	1,524世帯	−7,265円	1,248世帯	−7,264円
		⑤ 1円～ 4,999円	1,642世帯	−2,837円	1,061世帯	−2,866円	1,558世帯	−2,322円
	増額	⑥ 1円～ 4,999円	249世帯	1,306円	3世帯	867円	世帯	
		⑦ 5,000円～ 9,999円	世帯		世帯		世帯	
		⑧10,000円～49,999円	世帯		世帯		世帯	
		⑨50,000円～99,999円	世帯		世帯		世帯	
		⑩ 10万円以上	世帯		世帯		世帯	
～200万円	減額	① 10万円以上	2世帯	−115,500円	2世帯	−120,900円	2世帯	−123,550円
		②50,000円～99,999円	23世帯	−61,674円	33世帯	−62,279円	34世帯	−63,538円
		③10,000円～49,999円	2,878世帯	−16,656円	3,393世帯	−20,016円	4,011世帯	−20,003円
		④ 5,000円～ 9,999円	647世帯	−7,371円	1,412世帯	−7,718円	865世帯	−8,233円
		⑤ 1円～ 4,999円	1,359世帯	−2,663円	323世帯	−2,029円	826世帯	−1,460円
	増額	⑥ 1円～ 4,999円	341世帯	3,092円	508世帯	2,200円	世帯	
		⑦ 5,000円～ 9,999円	388世帯	7,342円	50世帯	5,608円	世帯	
		⑧10,000円～49,999円	96世帯	11,163円	世帯		世帯	
		⑨50,000円～99,999円	世帯		世帯		世帯	
		⑩ 10万円以上	世帯		世帯		世帯	
～300万円	減額	① 10万円以上	2世帯	−105,400円	3世帯	−108,933円	3世帯	−114,933円
		②50,000円～99,999円	22世帯	−60,414円	44世帯	−60,727円	100世帯	−58,605円
		③10,000円～49,999円	1,715世帯	−18,357円	2,015世帯	−23,814円	2,520世帯	−26,558円
		④ 5,000円～ 9,999円	218世帯	−7,728円	483世帯	−7,816円	108世帯	−7,916円
		⑤ 1円～ 4,999円	445世帯	−1,729円	136世帯	−3,011円	334世帯	−1,546円
	増額	⑥ 1円～ 4,999円	208世帯	1,837円	66世帯	2,858円	世帯	
		⑦ 5,000円～ 9,999円	90世帯	7,574円	247世帯	7,497円	世帯	
		⑧10,000円～49,999円	352世帯	15,486円	70世帯	11,287円	世帯	
		⑨50,000円～99,999円	世帯		世帯		世帯	
		⑩ 10万円以上	世帯		世帯		世帯	
～400万円	減額	① 10万円以上	2世帯	−117,950円	3世帯	−122,467円	3世帯	−137,700円
		②50,000円～99,999円	19世帯	−61,695円	47世帯	−62,700円	115世帯	−62,591円
		③10,000円～49,999円	604世帯	−19,091円	801世帯	−24,569円	979世帯	−31,315円
		④ 5,000円～ 9,999円	126世帯	−8,517円	130世帯	−8,222円	58世帯	−8,160円
		⑤ 1円～ 4,999円	97世帯	−2,018円	59世帯	−2,308円	123世帯	−1,754円
	増額	⑥ 1円～ 4,999円	128世帯	1,980円	79世帯	2,268円	世帯	
		⑦ 5,000円～ 9,999円	68世帯	7,678円	29世帯	8,166円	世帯	
		⑧10,000円～49,999円	232世帯	20,072円	129世帯	14,474円	世帯	
		⑨50,000円～99,999円	世帯		世帯		世帯	
		⑩ 10万円以上	世帯		世帯		世帯	
～500万円	減額	① 10万円以上	1世帯	−157,800円	1世帯	−171,000円	3世帯	−137,500円
		②50,000円～99,999円	11世帯	−62,391円	38世帯	−61,529円	126世帯	−62,490円
		③10,000円～49,999円	220世帯	−21,565円	354世帯	−25,563円	386世帯	−34,259円
		④ 5,000円～ 9,999円	96世帯	−8,170円	48世帯	−7,646円	17世帯	−7,700円
		⑤ 1円～ 4,999円	44世帯	−2,577円	24世帯	−3,188円	48世帯	−1,871円
	増額	⑥ 1円～ 4,999円	44世帯	3,018円	10世帯	2,780円	世帯	
		⑦ 5,000円～ 9,999円	36世帯	7,228円	32世帯	8,147円	世帯	
		⑧10,000円～49,999円	127世帯	25,879円	73世帯	18,807円	世帯	
		⑨50,000円～99,999円	世帯		世帯		世帯	
		⑩ 10万円以上	世帯		世帯		世帯	

所得階層	増減区分		ケース5 世帯数	ケース5 平均額	ケース8 世帯数	ケース8 平均額	ケース11 世帯数	ケース11 平均額
～600万円	減額	① 10万円以上	1世帯	−104,200円	2世帯	−115,500円	8世帯	−121,975円
		②50,000円～99,999円	12世帯	−68,550円	15世帯	−76,247円	93世帯	−60,957円
		③10,000円～49,999円	67世帯	−19,567円	164世帯	−24,613円	165世帯	−33,255円
		④ 5,000円～ 9,999円	51世帯	−7,639円	24世帯	−8,575円	8世帯	−7,538円
		⑤ 1円～ 4,999円	18世帯	−3,022円	9世帯	−3,211円	9世帯	−2,356円
	増額	⑥ 1円～ 4,999円	27世帯	2,693円	18世帯	2,844円	世帯	
		⑦ 5,000円～ 9,999円	29世帯	7,003円	12世帯	7,400円	世帯	
		⑧10,000円～49,999円	78世帯	27,065円	39世帯	19,623円	世帯	
		⑨50,000円～99,999円	世帯		世帯		世帯	
		⑩ 10万円以上	世帯		世帯		世帯	
～700万円	減額	① 10万円以上	世帯		世帯		2世帯	−103,700円
		②50,000円～99,999円	2世帯	−55,550円	19世帯	−57,711円	96世帯	−69,149円
		③10,000円～49,999円	62世帯	−24,574円	98世帯	−28,642円	78世帯	−30,755円
		④ 5,000円～ 9,999円	21世帯	−7,705円	8世帯	−7,638円	4世帯	−7,850円
		⑤ 1円～ 4,999円	14世帯	−2,671円	15世帯	−2,807円	8世帯	−2,888円
	増額	⑥ 1円～ 4,999円	13世帯	2,515円	10世帯	2,890円	世帯	
		⑦ 5,000円～ 9,999円	7世帯	7,557円	2世帯	8,350円	世帯	
		⑧10,000円～49,999円	58世帯	26,550円	35世帯	23,920円	世帯	
		⑨50,000円～99,999円	10世帯	53,090円	世帯		世帯	
		⑩ 10万円以上	世帯		世帯		世帯	
～800万円	減額	① 10万円以上	世帯		世帯		世帯	
		②50,000円～99,999円	世帯		世帯		35世帯	−61,226円
		③10,000円～49,999円	6世帯	−13,800円	35世帯	−23,329円	67世帯	−30,970円
		④ 5,000円～ 9,999円	9世帯	−8,144円	12世帯	−7,083円	4世帯	−8,050円
		⑤ 1円～ 4,999円	8世帯	−2,425円	11世帯	−2,864円	4世帯	−2,125円
	増額	⑥ 1円～ 4,999円	7世帯	2,100円	7世帯	3,371円	2世帯	2,000円
		⑦ 5,000円～ 9,999円	5世帯	7,120円	9世帯	7,489円	1世帯	9,900円
		⑧10,000円～49,999円	64世帯	27,511円	38世帯	24,353円	1世帯	10,700円
		⑨50,000円～99,999円	15世帯	60,980円	2世帯	51,600円	世帯	
		⑩ 10万円以上	世帯		世帯		世帯	
～900万円	減額	① 10万円以上	世帯		世帯		世帯	
		②50,000円～99,999円	世帯		世帯		2世帯	−56,900円
		③10,000円～49,999円	1世帯	−18,100円	2世帯	−26,400円	29世帯	−23,514円
		④ 5,000円～ 9,999円	世帯		世帯		7世帯	−7,143円
		⑤ 1円～ 4,999円	世帯		1世帯	−1,900円	12世帯	−2,767円
	増額	⑥ 1円～ 4,999円	世帯		4世帯	4,025円	8世帯	2,575円
		⑦ 5,000円～ 9,999円	1世帯	5,100円	1世帯	10,000円	10世帯	8,110円
		⑧10,000円～49,999円	23世帯	36,430円	48世帯	33,973円	20世帯	22,855円
		⑨50,000円～99,999円	63世帯	65,773円	32世帯	60,700円	世帯	
		⑩ 10万円以上	世帯		世帯		世帯	
～1000万円	減額	① 10万円以上	世帯		世帯		世帯	
		②50,000円～99,999円	世帯		世帯		世帯	
		③10,000円～49,999円	世帯		世帯		世帯	
		④ 5,000円～ 9,999円	世帯		世帯		世帯	
		⑤ 1円～ 4,999円	世帯		世帯		世帯	
	増額	⑥ 1円～ 4,999円	世帯		世帯		世帯	
		⑦ 5,000円～ 9,999円	世帯		世帯		5世帯	7,780円
		⑧10,000円～49,999円	18世帯	43,711円	18世帯	43,711円	37世帯	28,008円
		⑨50,000円～99,999円	32世帯	63,978円	32世帯	63,650円	8世帯	61,925円
		⑩ 10万円以上	世帯		世帯		世帯	
1000万円以上	減額	① 10万円以上	世帯		世帯		世帯	
		②50,000円～99,999円	世帯		世帯		世帯	
		③10,000円～49,999円	世帯		世帯		世帯	
		④ 5,000円～ 9,999円	世帯		世帯		世帯	
		⑤ 1円～ 4,999円	世帯		世帯		世帯	
	増額	⑥ 1円～ 4,999円	世帯		世帯		世帯	
		⑦ 5,000円～ 9,999円	世帯		世帯		世帯	
		⑧10,000円～49,999円	205世帯	40,041円	205世帯	39,984円	205世帯	39,879円
		⑨50,000円～99,999円	31世帯	66,068円	31世帯	66,032円	31世帯	65,787円
		⑩ 10万円以上	世帯		世帯		世帯	

ケース11のモデルケース（現行の保険料と比較して最も下がる世帯、最も上がる世帯）

①現行と比較し保険料が最も下がる世帯（固定資産あり）

	A：医療分、B支援分				C：介護分		国保料				
	世帯所得額	世帯人数	世帯数	資産額	世帯所得額	世帯人数	医療分	支援分	介護分	合計額	現行との差
現　行	3,278,567円	6人	1世帯	5,514,600円	2,298,000円	2人	540,000円	120,300円	58,800円	719,100円	－
ケース11	3,278,567円	6人	1世帯	5,514,600円	2,298,000円	2人	298,300円	160,900円	78,000円	537,200円	−181,900円

A：医療分				B：支援分		C：介護分	
所得割	均等割	平等割	資産割	所得割	均等割	所得割	均等割
7.16%	26,200円	25,000円	5.00%	1.84%	10,000円	1.50%	12,200円
5.50%	14,000円	34,000円	0.00%	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円

モデルケースの構成世帯

加入者名	続柄	年齢	介護保険	平成28年中の所得	国保課税標準額
A	世帯主	70		1,184,567円	854,567円
B	妻	70		416,000円	86,000円
C	子	44	有	2,628,000円	2,298,000円
D	子の妻	40	有	370,000円	40,000円
E	子の子	12		0円	0円
F	子の子	9		0円	0円
合計	6人		2人	4,598,567円	3,278,567円

②現行と比較し保険料が最も下がる世帯（固定資産なし）

	A：医療分、B支援分				C：介護分		国保料				
	世帯所得額	世帯人数	世帯数	資産額	世帯所得額	世帯人数	医療分	支援分	介護分	合計額	現行との差
現　行	2,801,643円	5人	1世帯	0円	0円	1人	356,500円	101,500円	12,200円	470,200円	－
ケース11	2,801,643円	5人	1世帯	0円	0円	1人	258,000円	136,000円	13,300円	407,300円	−62,900円

A：医療分				B：支援分		C：介護分	
所得割	均等割	平等割	資産割	所得割	均等割	所得割	均等割
7.16%	26,200円	25,000円	5.00%	1.84%	10,000円	1.50%	12,200円
5.50%	14,000円	34,000円	0.00%	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円

モデルケースの構成世帯

加入者名	続柄	年齢	介護保険	平成28年中の所得	国保課税標準額
A	子	67		2,190,100円	1,860,100円
B	子の妻	62	有	0円	0円
C	子の子	29		0円	0円
D	子の子	26		935,620円	605,620円
E	子の子	22		665,923円	335,923円
合計	5人		1人	3,791,643円	2,801,643円

③現行と比較し保険料が最も上がる世帯

	A：医療分、B支援分				C：介護分		国保料				
	世帯所得額	世帯人数	世帯数	資産額	世帯所得額	世帯人数	医療分	支援分	介護分	合計額	現行との差
現　行	9,817,328円	7人	1世帯	608,880円	6,000,000円	2人	540,000円	190,000円	114,400円	844,400円	－
ケース11	9,817,328円	7人	1世帯	608,880円	6,000,000円	2人	580,000円	190,000円	160,000円	930,000円	85,600円

A：医療分				B：支援分		C：介護分	
所得割	均等割	平等割	資産割	所得割	均等割	所得割	均等割
7.16%	26,200円	25,000円	5.00%	1.84%	10,000円	1.50%	12,200円
5.50%	14,000円	34,000円	0.00%	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円

モデルケースの構成世帯

加入者名	続柄	年齢	介護保険	平成28年中の所得	国保課税標準額
A	世帯主	70		3,397,328円	3,067,328円
B	妻	69		1,080,000円	750,000円
C	子	43	有	4,740,000円	4,410,000円
D	子の妻	42	有	1,920,000円	1,590,000円
E	子の子	10		0円	0円
F	子の子	7		0円	0円
G	子の子	2		0円	0円
合計	7人		2人	11,137,328円	9,817,328円

ケース11のモデルケース（現行の保険料と比較して平均的な世帯）

平均的な世帯（1人加入）

	A：医療分、B支援分				C：介護分		国保料				
	世帯所得額	世帯人数	世帯数	資産額	世帯所得額	世帯人数	医療分	支援分	介護分	合計額	現行との差
現　行	233,875円	1人	1世帯	42,400円	0円	0人	44,400円	9,300円	0円	53,700円	－
ケース11	233,875円	1人	1世帯	42,400円	0円	0人	36,800円	12,300円	0円	49,100円	−4,600円

A：医療分				B：支援分		C：介護分	
所得割	均等割	平等割	資産割	所得割	均等割	所得割	均等割
7.16%	13,100円	12,500円	5.00%	1.84%	5,000円	1.50%	6,100円
5.50%	7,000円	17,000円	0.00%	2.75%	5,900円	2.24%	6,650円

モデルケースの構成世帯

加入者名	続柄	年齢	介護保険	平成28年中の所得	国保課税標準額
A	世帯主	72		563,875円	233,875円
合計	1人		0人	563,875円	233,875円

平均的な世帯（2人加入）

	A：医療分、B支援分				C：介護分		国保料				
	世帯所得額	世帯人数	世帯数	資産額	世帯所得額	世帯人数	医療分	支援分	介護分	合計額	現行との差
現　行	676,390円	2人	1世帯	27,300円	0円	0人	88,400円	22,400円	0円	110,800円	－
ケース11	676,390円	2人	1世帯	27,300円	0円	0人	68,200円	30,400円	0円	98,600円	−12,200円

A：医療分				B：支援分		C：介護分	
所得割	均等割	平等割	資産割	所得割	均等割	所得割	均等割
7.16%	13,100円	12,500円	5.00%	1.84%	5,000円	1.50%	6,100円
5.50%	7,000円	17,000円	0.00%	2.75%	5,900円	2.24%	6,650円

モデルケースの構成世帯

加入者名	続柄	年齢	介護保険	平成28年中の所得	国保課税標準額
A	世帯主	72		1,006,390円	676,390円
B	妻	69		0円	0円
合計	1人		0人	1,006,390円	676,390円

平均的な世帯（3人加入）

	A：医療分、B支援分				C：介護分		国保料				
	世帯所得額	世帯人数	世帯数	資産額	世帯所得額	世帯人数	医療分	支援分	介護分	合計額	現行との差
現　行	1,854,567円	3人	1世帯	28,800円	1,511,600円	2人	237,800円	64,100円	47,000円	348,900円	－
ケース11	1,854,567円	3人	1世帯	28,800円	1,511,600円	2人	178,000円	86,400円	60,400円	324,800円	−24,100円

A：医療分				B：支援分		C：介護分	
所得割	均等割	平等割	資産割	所得割	均等割	所得割	均等割
7.16%	26,200円	25,000円	5.00%	1.84%	10,000円	1.50%	12,200円
5.50%	14,000円	34,000円	0.00%	2.75%	11,800円	2.24%	13,300円

モデルケースの構成世帯

加入者名	続柄	年齢	介護保険	平成28年中の所得	国保課税標準額
A	世帯主	52	有	0円	0円
B	妻	49	有	1,841,600円	1,511,600円
C	子	24		672,967円	342,967円
合計	3人		2人	2,514,567円	1,854,567円

議題（2）「野田市国民健康保険条例の改正について」

野田市国民健康保険条例(昭和43年野田市条例第25号)新旧対照表（案）

改　正　案	現　行
○野田市国民健康保険条例 昭和43年10月8日 野田市条例第25号 注　平成18年9月から改正経過を注記した。 野田市国民健康保険条例(昭和34年野田市条例第9号)の全部を改正する。 目次 第1章　野田市が行う国民健康保険*の事務*(第1条) 第2章　*野田市の*国民健康保険*事業の*運営*に関する*協議会(第2条・第3条) 第3章　被保険者(第4条・*第5条*) 第4章　保険給付(*第6条―第8条*) 第5章　保健事業(第9条) 第6章　*国民健康保険料(第10条-第21条)* 第7章　罰則*(第22条―第25条*) 附則 第1章　野田市が行う国民健康保険の*事務* (野田市が行う国民健康保険*の事務*) 第1条　野田市(以下「市」という。)が行う国民健康保険については、法令に*定めが*あるもののほか、この条例の定めるところによる。 第2章　*野田市の*国民健康保険*事業の*運営*に関する*協議会 (*野田市の*国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数) 第2条　*野田市の*国民健康保険*事業の*運営*に関する*協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。 (1)　被保険者を代表する委員　*4人* (2)　保険医又は保険薬剤師を代表する委員　*4人* (3)　公益を代表する委員　*4人* *(4)　被用者保険等保険者を代表する委員　1人* 2　前項第1号に規定する委員のうち2人以上は、公募に応じた市民とするものとする。 (規則への委任) 第3条　前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。	○野田市国民健康保険条例 昭和43年10月8日 野田市条例第25号 注　平成18年9月から改正経過を注記した。 野田市国民健康保険条例(昭和34年野田市条例第9号)の全部を改正する。 目次 第1章　野田市が行う国民健康保険(第1条) 第2章　国民健康保険運営協議会(第2条・第3条) 第3章　被保険者(第4条・第4条の2) 第4章　保険給付(第5条―第8条の2) 第5章　保健事業(第9条) 第6章　国民健康保険税(第10条) 第7章　罰則(第11条―第14条) 附則 第1章　野田市が行う国民健康保険 (野田市が行う国民健康保険) 第1条　野田市(以下「市」という。)が行う国民健康保険については、法令に定があるもののほか、この条例の定めるところによる。 第2章　国民健康保険運営協議会 (国民健康保険運営協議会の委員の定数) 第2条　国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。 (1)　被保険者を代表する委員　5人 (2)　保険医又は保険薬剤師を代表する委員　5人 (3)　公益を代表する委員　5人 2　前項第1号に規定する委員のうち2人以上は、公募に応じた市民とするものとする。 (規則への委任) 第3条　前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

第3章　被保険者

第4条　削除

(被保険者としない者)

第5条　老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに収容されている者であって、市長が当該施設の長の意見に基づいて認定した者は、被保険者としない。

第4章　保険給付

(一部負担金)

第6条　保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第42条の規定による一部負担金を当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

(出産育児一時金)

第7条　被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、40万4,000円に、3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費)

第8条　被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として5万円を支給する。

2　前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第3章　被保険者

第4条　削除

(被保険者としない者)

第4条の2　老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに収容されている者であって、市長が当該施設の長の意見に基づいて認定した者は、被保険者としない。

第4章　保険給付

(一部負担金)

第5条　保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第42条の規定による一部負担金を当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

(出産育児一時金)

第6条　被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、40万4,000円に、3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費)

第7条　被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として5万円を支給する。

2　前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第8条　削除

第8条の2　この章に定めるもののほか、保険給付に関して必要な事項は規則で定める。

第5章　保健事業

(保健事業)

第9条　市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行う。

(1)　健康教育

(2)　健康相談

(3)　健康診査

(4)　その他被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために必要な事業

第6章　*保険料*

(*保険料の賦課*)

第*10*条　*保険料は、被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）から徴収する。*

（保険料の賦課額）

第10条の2　保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

（一般被保険者に係る基礎賦課総額）

第10条の3

保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第17条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることがで

第5章　保健事業

(保健事業)

第9条　市は、法第72条の4に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行う。

(1)　健康教育

(2)　健康相談

(3)　健康診査

(4)　はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術

(5)　その他被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために必要な事業

第6章　国民健康保険税

(国民健康保険税)

第10条　市は、世帯主に対して、別に定めるところにより国民健康保険税を課する。

きる。
(1)　当該年度における次に掲げる額の合算額
イ　療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額
ロ　国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額
ハ　法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
ニ　法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
ホ　保健事業に要する費用の額
ヘ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）
(2)　当該年度における次に掲げる額の合算額
イ　法第74条の規定による補助金の額
ロ　法附則第22条の規定により読み替えられた第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ハ　法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（2において「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えらえた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額
ニ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額
（3）　当該年度における第17条第1項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

（一般被保険者に係る基礎賦課額）
第11条　保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）
第12条　前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第１項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第１項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第4

6号。第22条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第13条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2　前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合においては、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第13条　一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)　所得割　100分の○○

(2)　被保険者均等割　被保険者1人について○○円

(3)　世帯別平等割　アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア　イ又はウに掲げる世帯以外の世帯　1世帯について○○円

イ　特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）　1世帯について○○円

ウ　特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて当該特定同一世帯所属者が法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月の翌月から同日の属する月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）　1世帯について○○円

2　前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3　市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、すみやかに告示しなければならない。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額）

第13条の2　保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被

保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定）
第13条の3　前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第13条第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定）
第13条の4　第13条の2の被保険者均等割額は、第13条第2号に規定する額と同額とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)
第13条の4の2　第13条の2の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1)次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯　第13条第3号アに規定する額
(2)特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が属する世帯であつて当該特定同一世帯所属者が法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)　第13条第3号イに規定する額
(3)特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が属する世帯であつて当該特定同一世帯所属者が法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月の翌月から同日の属する月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)　第13条第3号ウに規定する額

（基礎賦課限度額）
第13条の5　第11条又は第13条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第16条及び第17条において同じ。）は、58万円を超えることができない。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）
第13条の5の2　保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第17条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険

料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。
（1）当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）
（2）当該年度における次に掲げる額の合算額
イ法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額
ロその他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費金付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額
（3）当該年度における第21条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）
第13条の5の3　保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割の合算額の総額の合計額とする。

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）
第13条の5の4　前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第13条の5の5第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（退職被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）
第13条の5の5　一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
(1)　所得割　100分の〇〇
(2)　被保険者均等割　被保険者1人について〇〇円

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額）
第13条の5の6　保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等

割額の合算額の総額（退職被保険者と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）
第13条の5の7　前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第13条の5の5第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定）
第13条の5の8　第13条の5の6の被保険者均等割額は、第13条の5の5第2号に規定する額と同額とする。

（後期高齢者支援金等賦課限度額）
第13条の5の9　第13条の5の3又は第13条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第16条及び第17条において同じ。）は、190,000円を超えることができない。

（介護納付金賦課総額）
第13条の6　保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第17条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。
（1）当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）
（2）当該年度における次に掲げる額の合算額
イ　法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額
ロ　その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第一項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（3）当該年度における第21条第1項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

（介護納付金賦課額）
第13条の7　保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額の合計額とする。

（介護納付金賦課額の所得割額の算定）
第13条の8　前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第13条の9の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（介護納付金賦課額の保険料率）
第13条の9　介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
(1)　所得割　100分の〇〇
(2)　被保険者均等割　被保険者1人について〇〇円

（介護納付金賦課限度額）
第13条の10　第13条の7の賦課額は、16万円を超えることができない。

（賦課期日）
第14条　保険料の賦課期日は、4月1日とする。

（普通徴収に係る保険料の納期）
第15条　普通徴収に係る保険料の納期は、次のとおりとする。ただし、納期の末日が民法第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、地方税法第20条の5第2項の規定の例による。
第1期　6月1日から同月末日まで
第2期　7月1日から同月末日まで
第3期　8月1日から同月末日まで
第4期　9月1日から同月末日まで
第5期　10月１日から同月末日まで
第6期　11月１日から同月末日まで
第7期　12月１日から同月25日まで
第8期　1月1日から同月末日まで

第9期　2月1日から同月末日まで
第10期　3月1日から同月末日まで
2　次条の規定により保険料額の算定を行ったときは、普通徴収に係る保険料の納期を定め、これを通知しなければならない。

（賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合）
第16条　保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第11条、第13条の2、第13条の5の3若しくは第13条の5の6の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）又は第13条7の額又は第17条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合おいては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。
2　保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条、第13条の2、第13条の5の3若しくは第13条の5の6の額又は第13条の7の額又は第17条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

（保険料の減額）
第17条　次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）とする。
（1）世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生し

た場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第13条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者　イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ　当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ロ　当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

（2）前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に27万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの　イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ　当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ロ　当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

（3）第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に50万円に当

該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの　イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ　当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ロ　当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2　第13条第2項及び第3項の規定は、前項各号イ及びロに規定する額（前項に規定する第1号の一人当たり軽減額、第2号の一人当たり軽減額及び第3号の一人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、第13条第2項及び第3号の規定中「保険料率」とあるのは「額」（「第1号の一人当たり軽減額、第2号の一人当たり軽減額及び第3号の一人当たり軽減額」）と読み替えるものとする。

3　前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第13条の2」とあるのは「第13条の5の3又は第13条の5の6」と、「58万円」とあるのは「19万円」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の5の5」と読み替えるものとする。

4　第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第13条の2」とあるのは「第13条の7」と、「58万円」とあるのは「16万円」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の9」と読み替えるものとする。

（特例対象被保険者等の特例）

第17条の2　世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第12条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第12条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税

法」とする。

（保険料の額の通知）
第18条　保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを世帯主に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

（延滞金）
第19条　保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年8.9パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年2.6パーセント）の割合をもって計算した金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金が1,000円未満である時は、この限りでない。
2　前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（徴収猶予）
第20条　市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って徴収猶予することができる。
（1）納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
（2）納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。
（3）納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
（4）前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。
2　前項の申請をすべき者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。
（1）氏名及び住所
（2）納期限及び保険料の額
（3）徴収猶予を必要とする理由

（保険料の減免）
第21条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

（1）　災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
（2）次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納付義務者
イ　被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者
ロ　被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者
1　健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第３条第２項の規定による日雇特例被保険者を除く。
2　船員保険法の規定による被保険者
3　国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員
4　私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
5　健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。
（3）その他特別な事情がある者
2　前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)氏名及び住所
(2)納期限及び保険料の額
(3)減免を受けようとする理由
3　第１項の規定によって保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（保険料に関する申告）
第21条の2　保険料の納付義務者は、4月15日まで（保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者は、当該納付義務が発生した日から15日以内）に、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に

規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。 *（特例対象被保険者等に係る届出）* *第21条の3　特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。* *(1)　氏名及び住所* *(2)　特例対象被保険者等の氏名* *(3)　離職年月日* *(4)　離職理由* *(5)　その他市長が必要と認めるもの* *2　前項の届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。*	
第7章　罰則	第7章　罰則
第22条　市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。	第11条　市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。
第23条　市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提示若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。	第12条　市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提示若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。
第24条　市は、偽りその他不正の行為により、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。	第13条　市は、偽りその他不正の行為により、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。
第25条　前3条の過料の額は、情状により、市長が定める。 2　前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。	第14条　前3条の過料の額は、情状により、市長が定める。 2　前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。
附　則	附　則
(施行期日)	(施行期日)
1　この条例は、昭和43年11月1日から施行する。	1　この条例は、昭和43年11月1日から施行する。

(経過規定) 2　昭和43年11月1日前の被保険者の出産にかかる助産費及び育児手当金の取扱いについては、なお従前の例による。 附　則 *（施行期日）* *1　この条例は、平成30年4月1日から施行する。* *（経過措置）* *2　この条例による改正後の第2章の規定については、平成31年4月1日より適用し、平成31年3月31日までは、従前に例による。* *3　この条例による改正後の第6章の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険税については、野田市国民健康保険税条例（昭和43年10月8日条例第25号）の例による。*	(経過規定) 2　昭和43年11月1日前の被保険者の出産にかかる助産費及び育児手当金の取扱いについては、なお従前の例による。

○野田市国民健康保険条例

昭和４３年１０月８日

野田市条例第２５号

野田市国民健康保険条例（昭和３４年野田市条例第９号）の全部を改正する。

目次

第１章　野田市が行う国民健康保険（第１条）
第２章　国民健康保険運営協議会（第２条・第３条）
第３章　被保険者（第４条・第４条の２）
第４章　保険給付（第５条―第８条の２）
第５章　保健事業（第９条）
第６章　国民健康保険税（第１０条）
第７章　罰則（第１１条―第１４条）
附則

第１章　野田市が行う国民健康保険

（野田市が行う国民健康保険）

第１条　野田市（以下「市」という。）が行う国民健康保険については、法令に定があるもののほか、この条例の定めるところによる。

第２章　国民健康保険運営協議会

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第２条　国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。

（１）　被保険者を代表する委員　５人

（２）　保険医又は保険薬剤師を代表する委員　５人

（３）　公益を代表する委員　５人

２　前項第１号に規定する委員のうち２人以上は、公募に応じた市民とするものとする。

（平２０条例５・平２５条例６・平２８条例２１・一部改正）

（規則への委任）

第３条　前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定め

る。

第３章　被保険者

第４条　削除

（被保険者としない者）

第４条の２　老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに収容されている者であって、市長が当該施設の長の意見に基づいて認定した者は、被保険者としない。

第４章　保険給付

（一部負担金）

第５条　保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号。以下「法」という。）第４２条の規定による一部負担金を当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

（平１８条例３４・全改）

（出産育児一時金）

第６条　被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として４０万４，０００円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正１５年勅令第２４３号）第３６条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、４０万４，０００円に、３万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正１１年法律第７０号）、船員保険法（昭和１４年法律第７３号）、国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第２項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（平１８条例３４・平２０条例５・平２０条例２８・平２３条例９・平２６条例２８・一部改正）

（葬祭費）

第７条　被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費と

して５万円を支給する。

２　前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

（平１８条例３４・平２０条例５・一部改正）

第８条　削除

第８条の２　この章に定めるもののほか、保険給付に関して必要な事項は規則で定める。

第５章　保健事業

（保健事業）

第９条　市は、法第７２条の４に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行う。

（１）　健康教育

（２）　健康相談

（３）　健康診査

（４）　はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術

（５）　その他被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために必要な事業

（平２０条例５・平２５条例６・一部改正）

第６章　国民健康保険税

（国民健康保険税）

第１０条　市は、世帯主に対して、別に定めるところにより国民健康保険税を課する。

第７章　罰則

第１１条　市は、世帯主が法第９条第１項若しくは第９項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し１０万円以下の過料を科する。

第１２条　市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第１１３

条の規定により文書その他の物件の提示若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、１０万円以下の過料を科する。

第１３条　市は、偽りその他不正の行為により、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の５倍に相当する金額以下の過料を科する。

第１４条　前３条の過料の額は、情状により、市長が定める。

２　前３条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して１０日以上を経過した日とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、昭和４３年１１月１日から施行する。

（経過規定）

２　昭和４３年１１月１日前の被保険者の出産にかかる助産費及び育児手当金の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則（昭和４５年３月２５日野田市条例第８号）

（施行期日）

１　この条例は、昭和４５年４月１日から施行する。

（経過規定）

２　昭和４５年４月１日前の被保険者の出産にかかるものの取扱いについては、なお従前の例による。

附　則（昭和４６年３月３０日野田市条例第８号）

（施行期日）

１　この条例は、昭和４６年４月１日から施行する。

（経過規定）

２　昭和４６年４月１日前の被保険者の出生、死亡又は育児にかかる助産費、装祭費又は育児手当金の支給については、なお従前の例による。

３　高齢者療養費付加金は、当該診療を受けた日がこの条例施行日以後のものについて適用する。

附　則（昭和４６年８月２８日野田市条例第２７号）

（施行期日）

1　この条例は、昭和４６年９月１日から施行する。

（経過規定）

2　この条例施行前に受けた診療にかかる療養の給付の適用及び高齢者療養費付加金の支給については、なお従前の例による。

附　則（昭和４７年４月１日野田市条例第１８号）

この条例は、昭和４７年４月１日から施行する。

附　則（昭和４７年１２月２３日野田市条例第４０号）

（施行期日）

1　この条例は、昭和４８年１月１日から施行する。

（経過規定）

2　この条例の施行前に受けた診療にかかる一部負担金については、この条例による改正前の野田市国民健康保険条例（昭和４３年野田市条例第２５号）第５条第４項及び第５項の規定によるものに限り、なお従前の例による。

附　則（昭和４９年４月６日野田市条例第１３号）

（施行期日）

1　この条例は、昭和４９年４月１日から施行する。

（経過規定）

2　昭和４９年４月１日前の被保険者の死亡にかかる葬祭費又は育児にかかる育児手当金の支給については、なお従前の例による。

附　則（昭和４９年６月２７日野田市条例第２９号）

（施行期日）

1　この条例は、昭和４９年７月１日から施行する。

（経過規定）

2　この条例の施行前に受けた診療にかかる一部負担金については、この条例による改正前の野田市国民健康保険条例（昭和４３年野田市条例第２５号）第５条第４項及び第５項の規定によるものに限り、なお従前の例による。

附　則（昭和５０年４月１日野田市条例第２０号）

（施行期日）

1　この条例は、昭和５０年４月１日から施行する。

（経過規定）

2　昭和５０年４月１日前の被保険者の出生にかかる助産費の支給については、なお従前の例による。

附　則（昭和５０年７月１０日野田市条例第２８号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行し、昭和５０年７月１日から適用する。

（経過規定）

2　昭和５０年７月１日前の被保険者の出産にかかる助産費並びに育児手当金の支給については、なお従前の例による。

附　則（昭和５０年１１月５日野田市条例第３４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５１年１０月１３日野田市条例第２５号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、昭和５１年４月１日から適用する。

（経過規定）

2　昭和５１年４月１日前の被保険者の出産にかかる助産費及び死亡にかかる葬祭費の支給については、なお従前の例による。

3　昭和５１年４月１日以後の被保険者の出産にかかる助産費及び死亡にかかる葬祭費で、昭和５１年４月１日以後改正前の野田市国民健康保険条例の規定により支給を受けた額は、改正後の条例の規定による助産費及び葬祭費の支給額の内払とみなす。

附　則（昭和５３年４月１日野田市条例第１２号）

（施行期日）

1　この条例は、昭和５３年４月１日から施行する。

（経過規定）

2　昭和５３年４月１日前の被保険者の出産又は死亡にかかる助産費又は葬祭費の支給については、なお従前の例による。

附　則（昭和５３年７月１０日野田市条例第２０号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　この条例による改正後の野田市国民健康保険条例第６条第２項の規定は、この条例の施行の日から６月を経過した日以降の出産から適用する。

附　則（昭和５４年４月１日野田市条例第８号）

（施行期日）

1　この条例は、昭和５４年４月１日から施行する。

（経過規定）

2　昭和５４年４月１日前の被保険者の出産又は死亡にかかる助産費又は葬祭費の支給については、なお従前の例による。

附　則（昭和５５年３月２９日野田市条例第３号）

（施行期日）

1　この条例は、昭和５５年４月１日から施行する。

（経過規定）

2　昭和５５年４月１日前の被保険者の出産又は死亡にかかる助産費又は葬祭費の支給については、なお従前の例による。

附　則（昭和５６年３月３１日野田市条例第２号）

この条例は、昭和５６年４月１日から施行する。

附　則（昭和５７年３月３１日野田市条例第７号）

（施行期日）

1　この条例は、昭和５７年４月１日から施行する。

（経過規定）

2　昭和５７年４月１日前の被保険者の出産又は死亡にかかる助産費又は葬祭費の支給については、なお従前の例による。

附　則（昭和５７年１２月２５日条例第２５号）

（施行期日）

1　この条例は、昭和５８年２月１日から施行する。

（経過規定）

2　この条例による改正後の野田市国民健康保険条例第１１条及び第１２条の規定は、昭和５８年２月１日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（昭和５８年３月３０日野田市条例第４号）

この条例は、昭和５８年４月１日から施行する。

附　則（昭和５９年３月３１日野田市条例第３号）

（施行期日）

１　この条例は、昭和５９年４月１日から施行する。

（経過規定）

２　昭和５９年４月１日前の被保険者の出産又は死亡にかかる助産費又は葬祭費の支給については、なお従前の例による。

附　則（昭和５９年９月２９日野田市条例第１９号）

（施行期日）

１　この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（昭和５９年法律第７７号。附則第１条中ただし書に規定する部分を除く。）の施行の日から施行する。

（経過規定）

２　この条例の施行前に行われた療養の給付に関する一部負担金の割合については、なお従前の例による。

附　則（昭和６１年３月３１日野田市条例第６号）

この条例は、昭和６１年４月１日から施行する。

附　則（昭和６２年６月３０日野田市条例第１６号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過規定）

２　この条例による改正後の野田市国民健康保険条例第１１条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から適用し、施行日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成元年９月３０日野田市条例第２３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成３年３月２６日野田市条例第９号）

この条例は、平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成４年３月３１日野田市条例第８号）

（施行期日）

１　この条例は、平成４年４月１日から施行する。

（経過規定）

２　この条例による改正後の野田市国民健康保険条例第６条第１項及び第７条の規定は、平成４年４月１日以後の被保険者の出産又は死亡にかかる助産費又は葬祭費の支給について適用し、同日前の助産費又は葬祭費の支給については、なお従前の例による。

附　則（平成６年９月３０日野田市条例第２１号）

（施行期日）

１　この条例は、平成６年１０月１日から施行する。ただし、目次の改正規定、第５章の章名の改正規定及び第９条の改正規定は、平成７年４月１日から施行する。

（経過規定）

２　この条例による改正後の野田市国民健康保険条例第６条の規定は、平成６年１０月１日以後の被保険者の出産にかかる出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産にかかる支給については、なお従前の例による。

附　則（平成９年３月３１日野田市条例第２号）

この条例は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年３月３１日野田市条例第６号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

（罰則の適用に係る経過措置）

４　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成１４年９月３０日野田市条例第２２号）

この条例は、平成１４年１０月１日から施行する。

附　則（平成１４年１２月２７日野田市条例第２３号）

この条例は、平成１５年１月１日から施行する。

附　則（平成１５年３月２５日野田市条例第２号）

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年９月２９日野田市条例第３４号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１８年１０月１日から施行する。

（経過規定）

２　この条例による改正後の野田市国民健康保険条例第６条第１項及び第７条の規定は、施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金又は死亡に係る葬祭費の支給から適用し、施行日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金又は死亡に係る葬祭費の支給については、なお従前の例による。

附　則（平成２０年３月３１日野田市条例第５号）

この条例は、平成２０年４月１日から施行する。ただし、第２条第４号の改正規定は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年１２月２５日野田市条例第２８号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２１年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の野田市国民健康保険条例第６条第１項ただし書の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金の支給から適用し、同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

附　則（平成２１年９月３０日野田市条例第２６号）

この条例は、平成２１年１０月１日から施行する。

附　則（平成２３年３月３１日野田市条例第９号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の野田市国民健康保険条例第６条第１項の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金の支給から適用し、同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金の支給については、

なお従前の例による。

附　則（平成２５年３月２７日野田市条例第６号）

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年１２月２５日野田市条例第２８号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の野田市国民健康保険条例第６条第１項の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金の支給から適用し、同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

附　則（平成２８年７月２９日野田市条例第２１号抄）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（１）　略

（２）　第１条の規定　平成２９年４月１日